

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月10日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
報告第1号～報告第3号の上程、報告	6
・報告第 1 号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 2 号 令和元年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について	
・報告第 3 号 令和元年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）	
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第 1 2 号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の	

請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 11

- ・議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求め
ることについて

議案第1号～議案第11号の上程、説明、委員会付託…………… 12

- ・議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免
に関する条例について
- ・議案第3号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
- ・議案第4号 岩泉町立認定こども園設置条例について
- ・議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について
- ・議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- ・議案第7号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・
農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
について
- ・議案第8号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第9号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第10号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第11号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）

認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託…………… 17

- ・認定第1号 令和元年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- ・認定第2号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ・認定第3号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ・認定第4号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算

6 番 林崎竟次郎議員	8 4
散 会 の 宣 告	9 2

第 3 号 (9月14日)

出席議員	9 5
欠席議員	9 5
職務のため議場に出席した者の職・氏名	9 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	9 6
議事日程	9 7
開 議 の 宣 告	9 9
議事日程の報告	9 9
議案第1号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 9

- ・議案第 1 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例について
- ・議案第 3 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 岩泉町立認定こども園設置条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)
- ・議案第 9 号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)

・議案第10号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第11号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）	
散会の宣告	104
第4号（9月18日）	
出席議員	105
欠席議員	105
職務のため議場に出席した者の職・氏名	106
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	106
議事日程	107
開議の宣告	109
議事日程の報告	109
認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	109
・認定第1号 令和元年度岩泉町一般会計歳入歳出決算	
・認定第2号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第3号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
・認定第4号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算	
・認定第5号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算	
・認定第6号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第7号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	
・認定第8号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算	
請願第1号、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	112
・請願第1号 「岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定 についての請願	
・請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」 の実現を求めることについての請願	
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
・発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化	

に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について

常任委員会の閉会中の継続調査申し出について……………	1 1 5
閉 会 の 宣 告……………	1 1 6
署 名……………	1 1 7

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 2 年 9 月 1 0 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 9 月 1 0 日 午 後 2 時 1 0 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	×
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重	代表監査委員	佐々木良治
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 9 月 1 0 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その 1）工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 5 報告第 2 号 令和元年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 6 報告第 3 号 令和元年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）

日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

日程第 9 議案第 12 号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その 2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 1 0 議案第 13 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

日程第 1 1 議案第 1 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例について

日程第 1 3 議案第 3 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 1 4 議案第 4 号 岩泉町立認定こども園設置条例について

日程第 1 5 議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・

子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第7号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第8号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 議案第9号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第10号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第11号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 認定第1号 令和元年度岩泉町一般会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第2号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第3号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第4号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第5号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第6号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第7号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第29 認定第8号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第30 請願第1号 「岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定についての請願
- 日程第31 請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願
- 日程第32 一般質問

散会の宣告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和2年第3回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、9番、菊地弘巳君から所用のため欠席する旨届け出が提出されておりますので、報告します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、畠山昌典君、2番、畠山和英君、3番、小松ひとみ君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、9月4日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から9月18日までの9日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号～報告第3号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第4、報告第1号から日程第6、報告第3号までの報告を行います。

報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第3号 令和元年度教育委員会事務点検評価報告書（主要施策の成果に関する報告書）まで順番に報告を求めます。

報告第1号及び報告第2号は、三浦総務課長。どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） それでは、私のほうから2件につきまして順次報告をさせていただきます。

報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月10日、岩泉町長、中居健一。

別紙をごらん願います。専決処分書。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年8月24日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その1）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、当初請負額8,908万2,400円、変更請負額8,763万400円、変更による減額145万2,000円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3、氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

5、変更理由、作業用クレーンの運搬費の減。

次に、報告第2号 令和元年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について。

令和元年度岩泉町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

1、健全化判断比率。比率名、令和元年度、早期健全化基準。実質赤字比率、「一」、14.52%。連結実質赤字比率、「一」、19.52%。実質公債費比率、13.0%、25.0%。将来負担比率、「一」、350.0%。
(備考) 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「一」を記載するものとする。

2、資金不足比率。特別会計の名称、令和元年度、経営健全化基準。簡易水道特別会計、「一」、20.0%。観光事業特別会計、「一」、20.0%。公共下水道事業特別会計、「一」、20.0%。(備考) 資金不足額がない場合は、「一」を記載するものとする。

令和2年9月10日、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。

○議長(加藤久民君) 続きまして、報告第3号は三上教育次長にお願いします。どうぞ。

[教育次長 三上義重君登壇]

○教育次長(三上義重君) それでは、報告第3号につきましては私のほうから説明させていただきます。

報告第3号 令和元年度教育委員会事務点検評価報告書(主要施策の成果に関する報告書)。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和元年度教育委員会事務点検評価報告書を提出する。

令和2年9月10日、岩泉町教育委員会。

それでは、別添冊子報告書の表紙をめくっていただきたいと存じます。こちらに目次がございますが、本報告書は上段、「はじめに」で4項目、下段、「点検評価結果」ということで5項目の構成となっております。

1ページを御覧願います。1、本報告書の趣旨ですが、平成20年一部改正された地方教育行政

の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するほか、公表しなければならないとされております。

内容としましては、2、点検評価の対象、3、点検評価の方法、4、点検評価結果報告の構成、そして点検評価結果となっております。

評価につきましては、本冊子3ページから44ページまでの5項目で実施しておりまして、項目ごとに点検評価委員などからいただいた主な意見及び今後の課題と対応方向などを各項目の後半に記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第3号までの3件全部の報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、岩泉町中島字長内175番地1。氏名、阿部範子。生年月日、昭和31年4月16日。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員阿部範子が令和2年12月31日をもって任期満了となることに伴い、同人を再度候補者として推薦しようとするものである。

次のページに参考資料といたしまして略歴書をおつけしております。よろしくご審議を願います。

○議長（加藤久民君） これから諮問第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、岩泉町浅内字小森42番地3。氏名、小弓川秀利。生年月日、昭和27年2月6日。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員小弓川秀利が令和2年12月31日をもって任期満了となることに伴い、同人を再度候補者として推薦しようとするものである。

次のページに参考資料といたしまして略歴書をおつけしております。よろしくご審議願います。

○議長（加藤久民君） これから諮問第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、議案第12号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第12号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤その2）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、当初請負額2億131万7,600円、変更請負額2億3,245万3,100円、変更による増額3,113万5,500円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3、氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消波ブロックの据付け工を追加するため、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料を御覧願います。工事概要で、消波ブロック据付け、ドロス50トン型を100個製作、曳航費2回、建設機械器具等運搬、クローラクレーン1台の変更であります。

よろしくご審議を願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の

規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を変更しようとするものである。

別添の参考資料、新旧対照表を御覧願います。今回第3次の変更でございまして、2の公共的施設の整備を必要とする事情で、簡易水道施設の整備の後に、「老朽化により配水管路等が脆弱となっている飲料水共同施設の整備」を追加するものでございます。

3の公共的施設の整備計画では、平成34年度を令和4年度に変更するものでございます。

よろしくご審議を願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第11号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第11、議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第21、議案第11号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定するものをいう。）から町民の生命及び健康を保護するために行う作業に従事した場合の防疫作業手当を規定するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例について。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の基準等を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について。

岩泉町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の施行により、個人番号の通知カードの再発行事務を行わなくなったことに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町立認定こども園設置条例について。

岩泉町立認定こども園設置条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。認定こども園に在園している3歳児以上の全ての園児に係る食事の提供に要する費用の無償化等に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第7号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和2年7月豪雨災害の農地・農業用施設災害復旧事業に要する費用に受益者からの分担金を充てるとともに、あわせて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第8号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度岩泉町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,816万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億2,077万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度の岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億274万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第10号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,107万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億172万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第11号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）、第1条、令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、令和2年度岩泉町水道事業会計予算書（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。（4）、主要な建設改良事業、水道施設改良事業、（既決定予定額）、1億1,888万円、（補正予定額）、1億5,056万7,000円、（計）、2億6,944万

7,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、(既決定予定額)、(補正予定額)、(計)、第1款水道事業収益、3億5,933万2,000円、2,954万6,000円、3億8,887万8,000円。第2項営業外収益、1億9,897万8,000円、2,954万6,000円、2億2,852万4,000円。支出、第1款水道事業費用、4億3,891万円、7,358万3,000円、5億1,249万3,000円。第1項営業費用、4億1,530万2,000円、6,308万4,000円、4億7,838万6,000円。第2項営業外費用、1,737万4,000円、マイナス94万1,000円、1,643万3,000円。第3項特別損失、423万4,000円、1,144万円、1,567万4,000円。

(資本的収入及び支出)、第4条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,996万4,000円は、引継金6,996万4,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、(既決定予定額)、(補正予定額)、(計)、第1款資本的収入、2億3,500万5,000円、1億4,794万5,000円、3億8,295万円。第1項企業債、2,060万円、3,450万円、5,510万円。第2項出資金、1億1,751万8,000円、75万5,000円、1億1,827万3,000円。第4項その他収入、9,523万7,000円、1億1,269万円、2億792万7,000円。支出、第1款資本的支出、3億223万5,000円、1億5,067万9,000円、4億5,291万4,000円。第1項建設改良費、1億1,888万円、1億5,056万7,000円、2億6,944万7,000円。第2項企業債償還金、1億8,335万5,000円、11万2,000円、1億8,346万7,000円。

(特例的収入及び支出)、第5条、予算第4条の2を「地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ1,300万2,000円及び4,316万5,000円」に改める。

(企業債)、第6条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。(起債の目的)、上水道事業、(既決定予定額)、2,060万円、(補正予定額)、3,450万円、(計)、5,510万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第7条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。(1)、職員給与費、(既決定予定額)、5,245万4,000円、(補正予定額)、183万7,000円、(計)、5,429万1,000円。

(他会計からの補助金)、第8条、予算第9条を「水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,050万9,000円である。」に改める。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議を願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第11号までの11件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までの11件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第22、認定第1号 令和元年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第29、認定第8号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算までの8件を一括議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 令和元年度岩泉町歳入歳出決算書2ページをお開き願います。認定第1号 令和元年度岩泉町一般会計歳入歳出決算書でございます。

次のページ、4ページをお開きください。歳入合計でございます。予算現額159億7,550万7,600円、調定額140億5,069万2,872円、収入済額140億2,170万518円、不納欠損額987万1,936円、収入未済額1,912万8,718円、予算現額と収入済額との比較マイナス19億5,380万7,082円でございます。

次に、歳出でございます。8ページをお開き願います。歳出合計159億7,550万7,600円、支出済額131億4,695万2,488円、翌年度繰越額17億8,294万4,000円、不用額10億4,561万1,112円、予算現額と支出済額との比較28億2,855万5,112円。

歳入歳出差引残額8億7,474万8,030円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、174ページをお開き願います。認定第2号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

事業勘定の歳入合計でございます。予算現額12億3,158万4,000円、調定額12億2,799万8,373円、収入済額12億1,520万3,446円、不納欠損額168万4,703円、収入未済額1,111万7,524円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,638万554円。

次のページをお開き願います。事業勘定、歳出合計でございます。予算現額12億3,158万4,000円、支出済額12億76万6,103円、翌年度繰越額はありません。不用額3,081万7,897円、予算現額と支出済額との比較3,081万7,897円。

歳入歳出差引残額1,443万7,343円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、202ページをお開き願います。診療施設勘定、歳入合計でございます。予算現額3,927万4,000円、調定額4,014万1,986円、収入済額4,014万1,986円、不納欠損額及び収入未済額はありません。予算現額と収入済額との比較86万7,986円。

次のページ、診療施設勘定、歳出合計でございます。予算現額3,927万4,000円、支出済額3,738万7,455円、翌年度繰越額はありません。不用額188万6,545円、予算現額と支出済額との比較188万6,545円。

歳入歳出差引残額275万4,531円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、218ページをお開き願います。認定第3号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額1億1,829万円、調定額1億1,751万1,069円、収入済額1億1,718万69円、不納欠損額9万6,900円、収入未済額26万4,800円、予算現額と収入済額との比較マイナス110万9,931円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額1億1,829万円、支出済額1億1,326万2,728円、翌年度繰越額はありません。不用額502万7,272円、予算現額と支出済額との比較502万7,272円。

歳入歳出差引残額391万7,341円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、232ページをお開き願います。認定第4号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出

決算書。

事業勘定、歳入合計でございます。予算現額15億9,170万円、調定額15億9,581万7,106円、収入済額15億9,225万1,324円、不納欠損額44万6,420円、収入未済額320万7,542円、予算現額と収入済額との比較55万1,324円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額15億9,170万円、支出済額15億7,353万38円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額1,816万9,962円、予算現額と支出済額との比較1,816万9,962円。

歳入歳出差引残額1,872万1,286円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、258ページをお開き願います。サービス事業勘定、歳入合計でございます。予算現額1,117万3,000円、調定額1,120万6,439円、収入済額1,120万6,439円、不納欠損額及び収入未済額はありませぬ。予算現額と収入済額との比較3万3,439円。

次のページが歳出合計でございます。予算現額1,117万3,000円、支出済額980万8,389円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額136万4,611円、予算現額と支出済額との比較136万4,611円。

歳入歳出差引残額139万8,050円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、268ページをお開き願います。認定第5号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額8億4,385万円、調定額8億5,523万8,537円、収入済額8億4,223万7,460円、不納欠損額はありませぬ。収入未済額1,300万2,457円、予算現額と収入済額との比較マイナス161万2,540円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額8億4,385万円、支出済額7億7,520万9,825円、翌年度繰越額はありませぬ。不用額6,864万175円、予算現額と支出済額との比較6,864万175円。

歳入歳出差引残額6,702万7,635円。なお、この残額は、水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだ。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、288ページをお開き願います。認定第6号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計でございます。予算現額2億1,988万5,000円、調定額2億2,632万171円、収入済額2

億2,632万171円、不納欠損額及び収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較643万5,171円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額2億1,988万5,000円、支出済額2億1,037万9,123円、翌年度繰越額はあります。不用額950万5,877円、予算現額と支出済額との比較950万5,877円。

歳入歳出差引残額1,594万1,048円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、308ページをお開き願います。認定第7号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額2億1,043万7,000円、調定額2億299万9,379円、収入済額2億173万5,739円、不納欠損額はあります。収入未済額126万3,640円、予算現額と収入済額との比較マイナス870万1,261円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額2億1,043万7,000円、支出済額1億9,265万9,293円、翌年度繰越額はあります。不用額1,777万7,707円、予算現額と支出済額との比較1,777万7,707円。

歳入歳出差引残額907万6,446円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、324ページをお開き願います。認定第8号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算書。

歳入合計であります。予算現額448万6,000円、調定額261万6,126円、収入済額261万6,126円、不納欠損額及び収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較マイナス186万9,874円。

次のページ、歳出合計でございます。予算現額448万6,000円、支出済額260万9,236円、翌年度繰越額はあります。不用額187万6,764円、予算現額と支出済額との比較187万6,764円。

歳入歳出差引残額6,890円。

令和2年9月10日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございますが、この会計別決算書のほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算附属資料を提出してございます。ご参照をいただきまして、ご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（加藤久民君）　ここで佐々木良治代表監査委員から決算審査結果について報告を求めます。
佐々木代表監査委員、どうぞ。

〔代表監査委員 佐々木良治君登壇〕

○代表監査委員（佐々木良治君）　監査委員の佐々木良治です。よろしく願いをいたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関わります審査報告を申し上げます。審査意見書に従い、朗読をもって報告といたします。

審査意見書の1ページをお開きください。令和元年度岩泉町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況審査意見書。

第1、準拠基準。岩泉町監査基準。

第2、審査の概要。

1、審査の種類、地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び第241条第5項に基づく定額資金運用基金の審査。

2、審査の対象、(1)、令和元年度各会計歳入歳出決算、ア、岩泉町一般会計歳入歳出決算、イ、岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、ウ、岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、エ、岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、オ、岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算、カ、岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、キ、岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、ク、岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、(2)、令和元年度岩泉町財産に関する調書、(3)、令和元年度岩泉町定額の資金を運用するための基金の運用状況。

3、審査の着眼点。令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼とした。

4、審査の主な実施内容。各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金調書及びこれらに関する書類の試査。

5、審査の実施場所及び期間。(1)、実施場所、監査委員室。(2)、実施期間、令和2年7月28日から令和2年8月25日まで。(3)、講評に対する弁明または見解の聴取。令和2年8月25日。

第3、審査の結果。

各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関

する調書、定額の資金を運用するための基金調書については、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であると認めた。

財務に関する事務の執行、財産の管理等に関する事務については、おおむね適正であると認めた。

定額の資金を運用するための各基金の運用状況については、法令及び設置目的に沿って適正であると認めた。

第4、審査意見。

令和元年度の一般会計及び各特別会計の決算を総括すると、予算総額は202億4,618万7,000円で、前年度に比較すると80億9,546万4,000円減少している。

これに対し、歳入決算額は182億7,059万3,000円で、予算総額に対する収入率は90.2%であるが、調定額に対する収入率は99.7%で、歳入はほぼ確保されていると認められる。

歳出決算額は172億6,256万5,000円で、予算総額に対する執行率は85.3%で、翌年度繰越額17億8,294万4,000円を差し引いた12億67万8,000円が不用額となっている。不用額の内訳は、本年度予算分が6億7,768万8,000円、繰越事業分が5億2,299万円となっている。

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入が140億2,170万1,000円で、前年度と比較して56億4,004万3,000円減少し、歳出が131億4,695万3,000円で、前年度と比較して44億4,743万円減少している。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は8億7,474万8,000円で、この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源5,497万1,000円を差し引いた実質収支額は8億1,977万7,000円の黒字決算となっている。

この実質収支額と前年度実質収支額との差額である単年度収支額は8億1,242万円の赤字となり、これに財政調整基金積立金8億1,632万9,000円を加え、財政調整基金取崩額1億9,498万3,000円を差し引いた実質単年度収支額は1億9,107万4,000円の赤字決算となっている。

特別会計全体の歳入歳出決算総額は、歳入が42億4,889万2,000円で、前年度と比較して2億414万2,000円の増加、歳出が41億1,561万2,000円で、前年度と比較して1億8,454万5,000円増加している。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は1億3,328万円で、実質収支額も1億3,328万円の黒字決算となっている。この実質収支額と前年度実質収支額との差額である単年度収支額は5,813万7,000円の黒字となり、これに財政調整基金積立金2億4,358万3,000円を加え、財政調整

基金取崩額258万円を差し引いた実質単年度収支は2億9,914万円の黒字決算となっている。

各特別会計に対する一般会計からの繰入金は、簡易水道事業の地方公営企業移行に係る繰入金の増などにより、全体で前年度に比較して2億5,579万4,000円増の9億8,333万5,000円となり、各特別会計それぞれの収支の均衡が図られている。一般会計からの繰入金は、貴重な町税等が原資となっていることを再認識し、引き続き繰入金と特定収入との負担区分を明確にする中で、なお一層の健全運営に努められたい。

なお、簡易水道事業特別会計の決算は、令和2年度から公営企業会計に移行するため、令和2年3月31日をもって特別会計の会計年度を終了した打切決算によるものである。

財政分析指標を見ると、実質収支比率が14.0%、財政力指数が0.16、経常収支比率が90.5%、実質公債費比率が13.0%となっている。経常収支比率が悪化し、実質公債費比率が上昇してきており、財政構造の弾力性の保持に注視が必要な状況になっている。

なお、令和元年度末の町債残高は152億5,949万1,000円で、前年度末と比較して4億1,861万3,000円減少している。

一般会計の歳入は、自主財源が38億4,196万5,000円で、繰入金、諸収入の減などにより、前年度と比較して14億4,908万9,000円減少している。

依存財源は101億7,973万6,000円で、国庫支出金、県支出金等の減により、前年度と比較して41億9,095万4,000円減少している。

自主財源の根幹である町税については、調定額が前年度と比較して1,293万4,000円減少し、収入済額も1,172万9,000円減少している。調定額に対する収入率は98.0%と前年度を0.1ポイント上回っている。現年度分は前年度を0.1ポイント下回っているが、滞納繰越分は前年度を1.2ポイント上回っている。収入率は3年連続向上しており、新たな滞納の発生防止に力を注ぎながら、滞納繰越分の縮減に努めたことなどによるもので、その努力に対し敬意を表するものである。

税外収入の収入未済額については、未収額が減少しているものもあるが、未収額が増加しているものや新たに未収額が発生しているものもあり、前年度より101万1,000円増加している。

歳入全体の収入未済額は1,912万9,000円で、前年度より140万9,000円増加している。滞納金等未収金の収納率の向上に向けた全庁的な取組を進めるとともに、全ての部署においてその権限に応じた歳入の確保に努め、自主財源の確保と未収金の縮減に向けた一層の努力を期待するところである。

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、前年度と比較して180万6,000円減少し、1,210万円となっている。内訳は、町税276万5,000円、きのこ産業土地建物貸付料879万2,000円、介護保険料44万6,000円、後期高齢者医療保険料9万7,000円である。

不納欠損処分については、いずれも関係法令にのっとり適正に処理されているものと認められた。今後とも個々の状況を十分に調査の上、適切な執行管理に努め、厳正に運用されたい。

一般会計の歳出を性質別で見ると、義務的経費は、人件費が6,289万1,000円増加しているが、扶助費が561万7,000円、公債費が2億8,129万8,000円減少したことにより、前年度と比較して2億2,402万4,000円の減少となっている。

投資的経費は、台風災害からの復旧・復興事業等の減により、普通建設事業が7億3,059万1,000円、災害復旧事業費が32億1,956万5,000円減少したことにより、前年度に比較して39億5,015万6,000円の減少となっている。

その他の経費においては、維持補修費が1億387万7,000円増加しているが、物件費が2億3,129万4,000円、補助費等が1億4,005万3,000円減少するなど、前年度と比較して2億7,325万円減少している。

台風災害関連事業等において翌年度以降に繰り越した事業があるものの、全般的に事務事業はおおむね的確に執行されているものと認められる。

令和元年度は、台風災害からの復旧を早期に完了するべく、公共土木施設、林道の災害復旧工事や災害公営住宅の建築工事などが重点的に進められ、災害関連の復旧・復興事業は一部を残してほぼ完了したところである。

厳しい財政環境の中、実質公債費比率は上昇傾向にあるものの、町債現在高は減少し、主要基金の保有額も台風災害を受けた平成28年度の状態まで回復させており、堅実な財政運営は評価するところである。

本年度の決算状況は、おおむね良好であったが、今後の財政運営を展望すると、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済の悪化は避けられず、厳しい財政状況が続くものと予測される。

本町では、これまでも地域経済の活性化や人口流出、少子化を食い止めるための各種施策を推進してきたところである。

本年3月には、今後7年間のまちづくりの指針となる岩泉町未来づくりプランが策定されたところであり、目指すべき将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、

職員一人一人が強い危機意識を持って職務に当たり、創意工夫を凝らした質の高い行財政運営に取り組まれることを期待するものである。

以上、第1から第4までを朗読いたしました。第5、第6、第7は、決算の概要等でございますので、省略をさせていただきます。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで監査委員の決算審査結果についての報告を終わります。

お諮りします。日程第22、認定第1号から日程第29、認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く全員の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類等については税務出納課において閲覧できるように当局に申し入れたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は当局に申し入れることに決定しました。

なお、当局関係者が議場にいらっしゃるので、決算審査特別委員会の決算審査期間中、関係証拠書類が閲覧できるよう申し入れします。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第30、請願第1号 「岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定についての請願を議題とします。

請願第1号の紹介議員の説明を求めます。

8番、三田地和彦君、どうぞ。

〔8番 三田地和彦君登壇〕

○8番（三田地和彦君） 請願第1号、令和2年8月4日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。「岩泉町

に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定についての請願。請願者、住所は記載のとおりです。氏名、豊かな三陸の海を守る会、共同代表、横田有平。岩手県消費者団体連絡協議会、会長、川村元。紹介議員、岩泉町議会議員、三田地和彦、同じく合砂丈司、同じく小松ひとみ。

請願の要旨。日本の原子力政策は、原子力発電所から出る有害な放射性廃棄物を地下300メートルに埋める計画を進めています。岩手県の北上山地は約1億円年前に固まった安定した地盤であることから、その候補地として掲げられています。北上山地とそれに連なる三陸海岸の豊かな自然が放射能で汚染されることがないように「岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」の制定が必要と考え、請願するものです。

理由については、記載のとおりです。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで請願第1号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第31、請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願を議題とします。

請願第2号の紹介議員の説明を求めます。

6番、林崎竟次郎君。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 請願第2号、令和2年9月2日、岩泉町議会議員、加藤久民殿。「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願。請願者、住所は記載のとおりです。氏名、少人数学級を実現する岩手の会、代表、田代高章。紹介議員、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。

請願の趣旨。新型コロナウイルス感染防止対策として、学校の教室が密集状態になることを避けるとともに、行き届いた教育を進めるためにも現行の40人学級より少ない少人数学級の実現が望まれます。そこで、国に対して「安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる小学校、中学校、高校の少人数学級」を速やかに実現することを求める意見書を提出するよう請願します。

理由については、記載のとおりです。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで請願第2号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して、会期中の審査といたします。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第32、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、畠山昌典君、どうぞ。

〔1番 畠山昌典君登壇〕

○1番（畠山昌典君） 1番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大が全国的に広がりを見せている中、国内で唯一感染者が出ていなかった岩手県でも7月29日に2名の感染が確認され、その後も感染者が増えてきています。

本町では、これまで18回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、その対応、対策に万全を期していること、また影響が出ている事業者への支援やプレミアム商品券発行での消費拡大、観光客への宿泊助成など様々な経済対策に対して、私だけではなく町民の皆様も心強く感じていることと思います。町長はじめ、職員一人一人の、そのご努力に対し敬意を表します。しかしながら、多方面で伝えられているとおり、新型コロナウイルスに対する対策は長期戦が予想されており、気を抜けない状況が続きます。健康面には十分留意されながら職務に当たっていただきたいと思います。

そこで、1つ目の質問です。さきに述べたとおり、町ではコロナ対策会議において、マスクの配布や手洗い、消毒の奨励、各施設での検温や3密を避けるためのイベントの中止、また新しい生活様式の推奨など、町民からコロナ感染者を出さないよう感染予防策の徹底を図ってきました。これにより、幸いにも8月27日現在まで町内から感染者は出ておらず、その成果は十分に発揮されています。しかし、近隣市町村において感染者が確認され、県内でも感染拡大が懸念されている中、本町におきましてもいつその脅威にさらされるかもしれません。

県内で初の感染が確認された日に、知事は「誰でも感染する可能性がある。感染した方には共

感を持ってほしい」とコメントしており、全国で唯一感染者ゼロだった時期には「感染者第一号になっても、県はその人を責めません。陽性者にはお見舞いの言葉を贈ったり優しく接してほしい」と述べています。その背景には、各地で問題になっている感染者への差別・偏見・誹謗中傷があります。

いつ本町から感染者が確認されてもおかしくない状況にある中、これからは感染者を出さない対策を最大限しながら、感染者が出た際の、その方や周辺にネガティブなイメージが生まれないようにすること、社会生活、職場環境などへのフォローも大事であります。

町民を感染から守る取組を続けながら、これからは感染した方の生活を守るのも町の重要な役割と考えますが、町長の所見を伺います。

次に、廃校舎の利活用について伺います。本年第1回定例会の施政方針において町長は、廃校舎の利活用について「様々な視点を取り入れたリノベーションなど、交流人口等の拡大につながる事業展開が期待できることから、多岐にわたる活用の道を探るための調査を進める」として、新年度予算の新規事業において、廃校舎の現況確認や利活用の調査等を行うこととしています。現在の進捗状況をお示してください。

また、8月に旧国見小学校区の皆さんが、旧国見小学校舎の利活用などの意見交換を行った際、一部の水道が使用できないことが確認されました。旧小川小学校でも校舎内で全ての水道が使用できず、トイレも利用できない旨、地域住民から情報がありました。

両旧校舎とも指定緊急避難場所となっていること、さらにさきに述べたとおり廃校舎の利活用を進める観点からも、水道に限らず施設設備の保守に努めるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、畠山昌典議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス対策についてであります。議員ご案内のとおり、町においてはこれまで国、県が示した対処方針を踏まえ、感染症予防対策と経済対策に取り組んできたところであります。

感染予防対策においては、各種広報媒体等による啓蒙啓発、出前講座、消毒研修会、さらには

感染症予防を取り入れた避難所開設運営研修を実施するなど、感染予防対策に取り組んできたところでございます。

今後におきましても、引き続き感染予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、秋冬に蔓延をするインフルエンザ予防対策につきましても必要な措置を講じてまいりたいと、このように考えております。

また、全国的に問題となっている差別、偏見、誹謗中傷は、感染者等への健康、生活に影響を与えるばかりではなく、受診・検査控えによる感染拡大のおそれもあると言われております。

知事のメッセージでも、県内に感染者が確認される前から誹謗中傷をしないよう呼びかけておりますが、町におきましても9月1日の町の広報と一緒に、誹謗中傷や個人的な憶測に基づく情報の拡散等の行為は控えるようチラシを全世帯に配布したところであります。

今後におきましても、ぴーちゃんねつとやホームページなど、あらゆる広報媒体を活用しながら啓蒙啓発に取り組んでまいりますとともに、万が一発症者が確認された場合におきましても、町民の皆様におかれましては思いやりのある行動と冷静な対応を改めてお願い申し上げたいと、このように思っております。

次に、廃校舎についてであります。現在利活用が期待できる廃校舎8施設について、各課横断的な内部の検討組織による調査研究を行うとともに、あわせて外部業者への活用調査委託を行い、幅広く調査研究を進めているところであります。

先般、委託先に対して中間での報告を求め、内部で意見交換を行ったところでありますが、10月中には内部検討組織としての調査をまとめるべく作業を現在行っております。

また、この結果につきましては、町の未来づくりプランとの整合性などについても検討、調整をした上で、町としての方針を固め、議会にもご説明を申し上げたいと考えております。

次に、現在遊休施設となっている校舎は、巡回により点検・清掃・除草作業等、基本的機能の維持管理に努めているところであり、施設の清掃や除草作業を地元の自治会や任意団体に委託している施設もございます。

議員からご指摘をいただきました旧国見小学校につきましては、学校統合後も維持管理を行っておりましたが、本年4月からの新型コロナウイルス感染症に対応した第一次開設避難所として追加指定したことから、改めて施設の機能点検を行ったところ、ランチルーム内の水道施設に不具合が発見をされ、現在調査を行っているところであります。

また、旧小川小学校の水道設備につきましては、本年4月に漏水が発覚をし、修繕完了までの間、止水したもので、7月には修繕が完了したところであります。

第一次開設避難所の指定拡大により、現在、旧校舎6施設を指定をし、有事の際には地域住民の皆様が安心して避難所としてご利用いただけるよう、保守点検等にはなお一層配慮してまいりますので、ご理解をお願いを申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はございませんか。どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 前向きな答弁ありがとうございました。

それでは、最初に新型コロナ関連ですけれども、感染拡大防止の徹底というのは各メディアでも様々取り上げておりました、3密を回避するだとか、あるいは県をまたいで移動を自粛するだとか、そういった対策等これまでなされてきたと思います。今問題になっているのが、感染者に対しての誹謗中傷等、様々なSNSでの書き込みだったりとか、そういったことが問題になってきていると思います。答弁の中でも、今後においてもぴーちゃんねつとやホームページなどでそういった啓蒙啓発を行っていくということでした。その具体的な内容等検討されているのであれば、それをお示してください。

あとホームページを見ますと、町長メッセージがこのコロナ関連に対して何件か出されていて、私が確認したところだと、5月26日を最後にそのメッセージが出されていないということで、例えばぴーちゃんで町長の肉声でもってそういったメッセージを出すとか、ホームページに掲載するというのも一つの手ではないかと思っておりますけれども、その辺も含め答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

現在の誹謗中傷的なことにつきましては、先ほど答弁しました9月1日のチラシに一部ですけれども、その文言を加えて皆様のほうにお知らせしたところでございます。この後におきましては、やはりぴーちゃんねつとをもつて、画面と音声をもつて、まず誹謗中傷の行為の禁止といえますか、行ってまいりたいと思っておりますし、また町内で感染者が発生した場合におきましては、町長メッセージも発信したいというふう考えております。ホームページに掲載というふうなことも考えているところであります。

また、町長の音声での配信でございますけれども、こちらにつきましても1回ほど行ったところですが、創意工夫しながら、再度その辺も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひそういったことが町民の安心につながると思っていますので、よろしくお願いいたします。

それにしましても、いつどこで誰がコロナウイルスに感染するかも分からない状況にある中で、都会と違って岩泉町、田舎と呼ばれているところでは、感染者に対する個人の特定がしやすい地域になっているかと思えます。その感染者が万が一出た場合に、その家族だったり、あるいは周辺、職場に対してのケアというのも大事かと思えますが、その辺何か検討されていればお示しをお願いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

この感染症につきましては、個人情報を守秘するという観点からも、大変デリケートなことだというふうに捉えておまして、対策本部会議の際におきましても、こういった形でもし消毒に入るとか、そういうふうなことも大変検討してまいりました。役場といたしましても、消毒班を3班編成して消毒に入る。その際には、こういった形で入るのかというところも今検討しております。今後においては、職場とか誹謗中傷をしないというふうなところについては、住民も含め、職場へも通知等行いながら、その行為禁止の点については進めてまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひそういったところもきめ細かいケアをよろしくお願いいたします。

あと1つ、町の職員、役場職員の感染防止の対策というか、そういったものを今現在何か職員向けの行動の制限だったりとか、そういった対策があれば教えてください。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 職員向けとしましては、私どもも自己防衛の観点から、非常に気を使っているところでございます。手洗い、マスク、消毒は、これはもう必須でございますし、あと私どもでは現時点では出張等々でございますけれども、県外への出張には慎重を期す、あるいは内部の会議、それから町内に出る会合等については、これは密を避けていただくように、そして職

員自身については検温あるいは行動歴等々のチェックということで最大限のできる範囲での防止対策を取っているというところでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 感染予防しましょうという発信しているこの行政から一番に感染者が出るということは確かにあまりよくない状況だとは思いますが、それにしても万が一、もしかしたらそういうことがないとも限りません。例えばそういったときに行動を批判するとか、そういったことがないようにするというのも一つ考えておかなければいけないのではないかなど。あとはコロナが長期化する中で、制限することをいつまでやるのか、非常に難しい問題ではあると思いますけれども、今後の対策といいますか、職場内での対応というものはどういうふうなものになっていくのか、もしあればお答えをお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） これは、1つは新しい生活様式ということもあると思いますから、これは当然国の方針、県の方針に基づきまして、そういった基礎基本の感染防止対策は徹底をしていくというのが、これは原理原則になるかなというふうに思っております。

あとは、これから検討をしているところといたしましては、例えばテレワークの推進で職場の密を減らすとか、家族も含めましての話し合い等による感染防止、行動の制限、気をつけていただく、これは徹底をしていかなければならないというふうに思っております。いずれ議員ご指摘のとおり、もし私どもの職場から発生などしまして閉庁をするというふうなことになりますと、大変な住民の皆様にご迷惑をおかけすることになりますので、これは今後中長期に対策を講じて絶対に発生をしてはならないというようなことで職員それぞれ気をつけているところでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） もちろん細部にわたって気をつけるということは非常に大事なことだと思います。町民を感染から守るということをしなごら、万が一出た場合には、その方を今度は差別とか偏見とか誹謗中傷から守るというのも質問の中でも出しましたけれども、非常に町の重要なことだと思っておりますので、さらにその対策についてはよろしくをお願いします。

次に、廃校舎の利活用ですけれども、最近といいますか、質問にも書きましたが、国見小学校で一部水道を使えない、これは今現在調査中だということですので、ぜひ早急によろしくお願

します。

旧小川小学校に関しても、7月に復旧しているという答弁でした。ただ、先月地域のちょっとしたイベントのときに、全く全ての水道を使えないと。誰も使えることを知らなかったということでしたので、そういった周知、どこまですればいいかという問題もあるかと思えますけれども、お知らせしていただければなというふうなことは思っていました。

それで、使えるとなると、恐らくですけれども、ポンプを動かしたりとか、あるいは元栓を開けるとか、そういった作業が必要になってくるかと思えますけれども、それは簡単に誰でもできるものなのでしょうか、そこを教えてください。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） ご質問のありました、まず最初の旧国見小学校についてですけれども、状況のほうでございますが、こちらのほうは一部分、やはりミーティングルーム、調理室、そちらのほうの水が出ないということで、そのほかの部分の水は出ております。ちょうど質問のほうにもございましたが、8月の際に、あちらの地区の皆さんが集まった際、あるいはその後の地区での防災訓練ございましたので、研修会ございましたので、その際にもうちの職員が立ち会いまして現場のほうは確認してございました。恐らく給水の制御盤か、あるいは止水栓という、ちょっとまだ原因がはっきり分かっていないところで、調査のほうを進めているところでございます。

先ほど再質問でございました旧小川小学校につきましては、やはり調理室の部分が水が大規模な漏水があったということで、現在は7月までのところでその調理室の部分の水を止めている状況です。ほかの水のほうは、ほかの部分の水の設備のほうは出るようになってございました。

お話のありました周知の部分につきましては、旧小川小学校地区の方々には、施設の刈り払いとかの委託をお願いしている部分もございまして、月1回は定期的に会議のほうを持って、うちの職員も立ち会っておりますので、その際には状況はお伝えしながら情報共有しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ポンプの設備につきましては、なかなか一回ではやはり簡単に操作というふうにはいかないと思いますので、今のところ職員がお話があれば、活用の話があれば立ち会って操作説明をしてございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） できればというか、理想は常時使えるような状態だと非常に地域住民の方々も使いやすく施設を利用できると思いますので、ぜひそのところは検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと施設の利用に際してなのですけれども、私もそうは思っていたのですが、旧校舎の鍵を例えば小川地区だったら小川支所に行けば鍵があるものだと私は思っていたのです。恐らく地域住民の方々もそういうふうと思うと思うのですが、聞いてみたら地域の個人の方、管理をお願いしているのかどうかあれですけれども、あとは今の小川小学校に鍵があるということで、これは支所にも合い鍵を置くことは可能でしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 鍵のほうでございますが、こちらのほうは利用の際に、今は行政財産の目的が主ということで、申請のほう、あるいはご相談いただきながら利用していただいております。その際に、鍵のほうをお渡しするのに、教育委員会で管理しておりますが、そのほかにも体育館のほうは開放してございまして、今は剣道のほうの競技といたしますか、そちらのほうで利用申請があつて使っていただいております、その代表の方にも、袋綿の郵便局のほうですけれども、そちらのほうにも鍵を置いていただいております。要望があれば支所のほうにも鍵のほうは置くことは可能であります、そこはまた相談しながらということできたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 支所があれば分かりやすいというか、借りやすいのかなと思いますので、その辺も検討をよろしくお願いします。

あと1つ、今答弁の中では10月中にはその利活用についての調査研究をまとめるとなっております。それも早急にしていきたいのですけれども、前に私も校舎の利活用について一般質問を行った際に、答弁の中で地域の皆様からの利用希望や提案等も広く受け入れて地域コミュニティーの核となり得る施設にしていきたいという、そういった答弁もありました。そうすると、調査研究をしながら、地域の方々からの意見を聞く場というものは今後設ける予定があるのかないのかお答えください。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 今の段階がプロジェクトチームで、総職員のプロジェク

で検討している状況ですので、町の方針としてある程度固まりましたらば、やっぱり地域の方々にもこういう方向性を持って考えていましたという考えで広くお知らせしながら、案を固めていくという考えでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひやはり地域の方々も心配している部分というか、どういった施設になっていくのか、あるいはアイデア等を持っている方もいると思いますし、ぜひその声を拾い上げていいものにしていただくように計画を立てていただきたいと思います。昨年、総務常任委員会で宮城県の川崎町というところに閉校利用の視察に行った際に、ある学校、校舎を道の駅のような施設にしたところを見てきました。そこをやっている民間の社長さんが言っていましたけれども、そこは廃校してから5年間そのままになっていて、そこから使うということで改修をしたのだそうですけれども、設備だけの改修に5,000万円かかったと言っていました。ですので、廃校してから期間が長ければ、ただ使っていない期間が長ければ長くなるほど、かけなければいけない経費がかかるということを伺ってきました。ぜひスピード感を持って方針の決定をして、そして計画を立てていただきたいなど、これは強く要望します。

この新型コロナウイルス感染にしましても、不謹慎な言い方かもしれませんが、安心して感染できるというか、なった際には差別だったり誹謗中傷されないような、そういった環境の中で治療する、あるいは社会復帰を目指せる、そういった体制づくりも町として大事だと思っておりますので、そういったところも強く要望いたしまして、本席からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで1番、畠山昌典君の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時56分）

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、日程第32、一般質問を再開します。

7番、坂本昇君、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止や経済対策、町民の健康増進に全力で取り組んでおられる中居町長をはじめ、職員の皆様に敬意と感謝を表しながら質問をさせていただきます。

質問は、新型コロナウイルス感染症に係る安全対策等についてであります。世界的に猛威を振るっている本感染症であります、ついに岩手県にも感染者が発生しました。当町においては、3密の回避や消毒習慣の励行などで感染防止に努めており、感染者が発生していないことは非常にありがたいことだと感じております。しかし、ウイルスという病原体の特性上、感染を完全に遮断することは不可能であると考えられます。

そこで、1点目の質問は、介護従事者や医療・健康指導者の皆様の安心、安全に関することでもあります。常に感染のリスクと向き合いながら仕事に従事していると言っても過言ではないと思いますが、その方々への感染防止用具、つまりマスクや手袋、作業衣など、一般の方が着用しているものより防疫精度の高いものが要求されると思いますが、現場ではそのような対応がなされているのか。もしなされていない場合は、これからでも対応すべきと考えますが、ご見解をお伺いします。

また、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉法人経営動向調査によりますと、新型コロナウイルスの影響で本年4月期の特別養護老人ホームのサービス活動収益が3割強も落ち込んでいるとの調査結果があります。その要因は、ショートステイやデイサービスの収益減少が大きく、新規利用者の受入れ停止、利用回数の制限を行ったためとあり、さらにはこれまでの利用者がサービスの利用を控えたためともあります。

本町において、介護サービス事業者の経営状況はどうか。あわせてショートステイやデイサービスの利用者が利用を控えている実態はあるのか。あるとすれば、利用者の運動機能の低下、ひいては認知症の発症や進行が懸念されますが、その現状についてお伺いします。

2点目の質問は、感染者を誹謗中傷から守ることについてであります。ご自身や家族、関係者に対し、嫌な行為や言動はお互いにしないように心がける啓蒙活動が肝要と存じます。

岩手県においては、達増知事が7月31日の記者会見で、県のツイッターアカウントの書き込みにチェックする仕組みを作り、感染者を中傷から守ることを表明しております。また、香川県の浜田知事は「NOコロナハラスメント啓発キャンペーン」を8月17日から実施し、不当な差別や

偏見、誹謗中傷は許されないとしています。しかし、県内において、感染者自身や関係者に対する誹謗中傷があるとの一部報道もあります。

そこで、町では町民に対し、感染者などへの誹謗中傷は決して行わないよう啓発すべきと考えますが、ご見解を伺います。

あわせて児童生徒に対しても啓発などを行う必要があると考えますが、その対応状況についてお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、介護・医療・健康指導者の感染防止のための防護具についてであります。感染症法に定められた基準や国、県の通知、保健所の指導などに基づいた適切な対策を講じていただいていると、このように認識をしているところであります。

次に、介護サービス事業者の経営状況についてであります。当町の介護事業所においては、新規利用者の受入れ停止や利用回数の制限は行っていないと伺っておりますが、ショートステイやデイサービスの利用者が利用を控えたケースはあり、このことにより事業者が減収はあったものの、現在のところその影響は少なかったと、このように認識をしておりますが、一方で、新型コロナウイルスに係る影響は今後も続いていくことが予測をされますので、介護事業所等の経営状況については引き続き注視をしまいたいと、このように考えております。

また、利用を控えた方につきましては、ケアマネジャーによるケアプランの見直しや電話相談などの対応を行っており、自宅での過ごし方として軽い運動や家事などの個々に合った機能維持の活動に取り組んでもらうよう、町といたしましても介護予防の大切さについて周知をしているところであります。

次に、感染者やその関係者を誹謗中傷から守るための取組についてであります。町といたしましても、これまで「新しい生活様式」を実践する中で、思いやりのある行動と冷静な対応を町民の皆様をお願いをしてきたところであります。

引き続き、差別・偏見・誹謗中傷の行為を控えていただくよう、ぴーちゃんねつとやホームページなど様々な広報媒体を通じてお願いをしまいたいと、このように考えております。

次に、小中学校における児童生徒の誹謗中傷の防止に係る啓発についてであります。感染症に関する正しい知識や差別、偏見等の防止に係る「心のサポート授業」を行いながら啓発に努めているところであります。

また、国及び県教育委員会からの通知に基づき、各学校への啓発、周知を行うとともに、保護者の皆様へも感染者等に対する誹謗中傷についてご理解をいただくようお願いをしているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。いずれ介護の従事者も、それからサービスを受ける提供者も今コロナ対策に対しては万全であるというふうな答弁をいただきましたので、これについては安心をさせていただきます。

その点で何点か質問させていただきますが、報道によれば、今年については8月の最高気温は今までで一番であったというふうなこともあると、結局介護をする方、される方が、介護現場においてコロナウイルスの感染に関連して、どうしても介護現場が非常にリスクの高い、危険なリスクの高い状況にあるのではないかと思います。そういうところはケア会議とか感染症対策会議の中で十分にこの意見が情報交換なされて、その都度安全が確認されているのかどうか、その点についてお願いをします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） ご答弁申し上げます。

まず、コロナの対策につきましては、4月に町内の全介護施設に集まっておきまして、どのように対応していくか、その辺を確認し合っております。また、その後7月になりますけれども、宮古保健所から講師をお願いいたしまして、そこでも改めて感染症対策等々勉強させていただいております。そういったところで取り組んでいるところですので、よろしくお願いをします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） あわせて訪問介護なり自宅で介護をしている人の中に精神障害をお持ちの方を自宅で介護されている方もあると思います。コロナ対策といってマスクをさせようとしても、そのマスクもなかなか着用できないというふうな弊害を持っているような方もおられるようですが、町ではそういう実態は捉えておりますか。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） コロナウイルスの対策と精神疾患を絡めた相談というのは今のところ受けてはおりませんが、そういったところもコロナとはちょっと別ですけども、個々の対応というか、そういった部分をやっている部分もあります。今現在それでマスクを着けていただけないという問題はちょっと出ていないとは思っていましたが、個別に対応している部分もありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） いずれ調査によれば、発達障害等を持っておられる子供さんたちの56%はマスクをするのがとても困難な状況にあるそうです。ですので、ここからコロナへの関連が出てくると思いますので、現場との実態をぜひ精査をしていただきながら対応していただければと思います。今のところはないということですので、それはそれで安心をさせていただきます。

あと先般の報道で、洋野町では人との接触が多い業種に5万円から50万円の支援金ですか、これを交付したとあります。これは、消毒液であり、フェースガードであり、パーティションということなようですが、町ではそういうふうに独自のそういう事業所に対するの検討と支援というのを協議したことがあるのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、介護事業所に対しましては既に実施しておりますけれども、1法人当たり20万円の支援ということで実施させていただいております。今のお話だと、個人に対するということだと思っておりますけれども、県のほうで実施しているものはございますけれども、今のところ町独自で介護事業所で働く方々に給付するというのは予定しているものはございません。

以上です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） いずれ接触が多い業種ということで、個人に限らないで、そういうふうなことも検討の一つにしているようですので、今後介入もあられると思いますので、そういうところは洋野町の部分も少し参考にしていただければいいかなと思っていました。

それから、コロナという名の下に、どうしても訪問介護をする人とかサービスを受ける方についてもストレスというふうなのが相当高まっているかと思うのですが、安心、安全という点から、

その方々への実態というのは把握しているかどうか、このストレスという面についてです。

実は、筑波大学のインターネット調査によれば、8割以上の方がやっぱりどうしてもストレスに関わってしまうということなものですから、岩泉町ではそういう実態があるのかなのかという点でございますが、お願いします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

岩泉町内かなりの介護事業所があるわけですが、それぞれにかなり多くのストレスを抱えながら業務に従事しておられるというふうに認識はしてございます。ただ、数字的にアンケートを取ったりとか、そういったようなものは今のところやっておりませんので、ちょっと具体的な数字は捉えていないというところでございます。

なお、先ほどもお話ししましたけれども、ストレスについてはいずれ緩和する方向で考えなければいけないということで、7月に保健所から講師をお招きいたしまして、事業所内での対策等々の講習、説明していただきまして、ストレスを緩和するよう努めたところでもあります。

以上です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） いろいろ検討していただいているようでございまして、ありがとうございました。

それで、この点については最後になりますが、仮にというのがなかなか出ないかとは思いますが、ただ岩泉町で経験しているのは、3.11も仮にでした。それから、台風10号も仮にでしたが、現実に起きています。今度のコロナ感染についても、誰もが感染するというふうなイメージもあるものですから、そういったときには今のようなケア会議とか対策会議では、仮にどなたか出たというふうなときに、先ほども質問がありましたその対応についてのシミュレーション、一人でもいいのです、どこかの事業所でもよければ家庭でもいいと思うのですが、そのときに濃厚接触者が出る、その人たちはホテル待機なのか自宅待機が可能なのかというふうなことを想定した対策会議というのを進められているかどうかというのはいかがなものでしょう。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 感染の総体的なところだと思うので、私のほうからお答えいたしますが、感染が出た場合を想定したということでの改めた会議はしておりません。感染症につき

ましては、保健所の指導というふうなこともございます。それで、例えばこの議場のような大きさで出た場合の消毒の仕方とか、あとはもっと小さい建物で出たときの指導とか、そのケース・バイ・ケースなものですから、そちらのほうを全て保健所が把握した上で町に対して協力要請が来るのか、自前でやるのか、それとも発症した企業といたしますか、そういった事業所で消毒もするとか対応するというふうなものもございますので、そのケース・バイ・ケースを見た上での保健所指導というふうなところでこちらのほうも捉えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 保健所の指導が全面的に出てこなければならないとは思いますが、ただ国とか県とかということもある中で、町独自のちょっとパニックになったときに、やっぱり指示を待ってられないというふうなときの町自体のマニュアルも、簡単なところからで私はいいかと思うのですけれども、そういうふうなものも想定をしておいて、結局さっき言った濃厚接触者になってくれば家にもう帰れないというふうなことになったり、残してきた子供たちはどうするのか、またそこに障害が伴った人たちを残してきたらどうなるかというふうなこともあるかと思えますので、これについては会議の中で含めて深めていただければと思いますので、これは要望しておきます。

それから、誹謗中傷については、先ほど1番議員のほうからも微に入りお話をいただきましたので、私も特にありませんが、1点だけ、学校関係についてであります。答弁書の中に、学校の会議ですか、教育実習的に子供たちにはそういう授業を行っているとありますが、私とすると、子供たちに加えて、どうしても子供は子供、あと保護者が大きく、どうも騒ぐとは言葉が適当でないかもしれませんが、保護者のほうからもそういうところの声が上がる可能性があります、子供は子供、それから保護者は保護者での独自の啓発というか、そういうのを行う必要があるかと思いますが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 小中学校におけます児童生徒、そして保護者への誹謗中傷等への防止に係る啓発についてということでございますけれども、実際岩手県で感染が確認されまして、それで8月の初め、夏休みがちょうど明ける前、そのときに各学校のほうへは教育長名で差別、あと誹謗中傷等の防止に係る強いお願いの文書をお送りしております。その後国のほうから、文部科学大臣からも児童生徒宛て、あとは教職員、そして保護者宛てへの文書が送られてまいりまし

て、それを各学校を經由して啓発のほうをお願いしているところでございます。

先ほど町長から答弁申し上げましたように、児童生徒に関しましては確かに授業の中で、こういったサポート授業ということで、宮古の教育事務所のほうで作られた啓発資料を基に、小学生の場合は正確な知識、コロナとはどんなものかというのを学んでもらっています。中学生に対しては、強くそういった誹謗中傷等がないように、そういった注意を喚起しています。保護者に関しましては、議員からお話がありました保護者に関しましては、直接そういった場はございませんが、ただ先ほど文部科学大臣の通知も含めて配布しておりますし、あと現在学校のほうでは何とか小学校6年生、中学校3年生の最終学年の子たちが学校での思い出を、コロナのせい思い出がなくならないようにということで各行事のほうも何とか工夫しながら行っております。その際に保護者の方も学校にいらしてもらいますので、その際等機会を見ながらそういった啓発等は強化していきたいと思っております。また、昨日も校長会議ございまして、その中でもさらに強化をお願いしたところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 子供なり学校現場については、これも万全なようでございますが、ひとつ心のサポート授業ということでなかなかすばらしい授業をやっておられるようですから、子供から保護者まで、それから学校全体まで、学校の話聞けば、やっぱり最後は学校に来るなということなようです。学校行事をしなければしないで何でやらないと、それはすればしたでやったからだということになるので、相当気を使いながら、このコロナ対策は進めているようでございます。

最後に、1点ですが、その中でやっぱり教員も3人に1人は疲れやストレスを感じているというこの前の報道がありました。日頃からのコミュニケーションが大事かと思いますが、この点について教育委員会では把握したり、特別教員に対しての啓蒙というか、指導というのがあるかどうかお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 教職員に対する対応ということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、昨日も校長会議等でもお話のほう各学校からも伺ったりして状況を確認してございます。また、今は県の事業でもございますが、スクールサポートスタッフということで各学校にコロナの感染症拡大のために消毒作業とか、かなり負担が増えておりますので、県のほう

の事業でそういった職員を各学校に1人ずつ配置して、何とか負担軽減のほうに今努めているところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ひとつ感染防止とかそういう部分について十分に今の体制を緩めることなく従事していただきたいと思いますので、お願いをいたします。

あと先ほどの介護事業所、それから従事者、これについてはやはり現場の声なり現場の状況をぜひ十分に把握していただいたり連絡を取っていただいて、さらに従事者たちが安心してその作業に立ち向かえるようお願いをいたしまして、この場からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。令和2年第3回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営課題の一端について一般質問を行います。

早速質問に入ります。初めに、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組について伺います。新型コロナウイルスの感染拡大が止まる様相がありません。社会経済への影響が大きく懸念されることから、一日も早い終息を祈るものであります。

令和元年末に中国武漢を発生源とされる新型コロナウイルス感染症が世界の隅々まで広がり、我が日本列島も感染者や感染地域が拡大しています。

国内でのウイルス感染拡大は、緊急事態宣言に伴う外出の自粛や休業など徹底した制限の結果により、感染状況は改善し、一旦終息の兆しを見せたものの、社会経済活動全般に大きな影響をもたらしました。

緊急事態宣言解除後の6月以降、新型コロナウイルスの流行が拡大し、この第2波は既にピークに達していると思われていますが、再拡大の警戒が必要だと指摘されています。

国内で唯一感染者がゼロだった本県でも初確認されてから1か月余り、県内各地で感染が続き、拡大防止に注意、警戒を強めています。

新型コロナウイルスは、私たちの暮らしや社会経済活動を一変させました。新しい生活様式をもたらし、ウィズコロナを工夫しながら乗り越えていかなければならない時代になっています。

また、企業、事業者などの売上げの減少や休業など地域経済は深刻な影響を受けています。

町ご当局におかれましては、令和2年2月、「町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。以来、感染拡大の防止や雇用の維持、地域経済の立て直しなどに取り組んできています。

町では、今緊急経済対策を講じているところではありますが、地域経済の現状をどのように捉えているのか。特に観光業、製造業、飲食業について具体的にお示しください。

私は、さきの6月定例会一般質問で、町の緊急経済対策を早急に講ずるよう取り上げたところですが、町では第一弾から第三弾までの補正予算で事業者の経営継続などの支援をしています。一方、国では新型コロナ緊急経済対策として大幅な第一次、第二次補正予算を組んで経済対策を講じているところです。

これら施策の事業執行については、速やかに町民や事業者に行き届かなければ十分ではありません。町長は、これまでの国や町の緊急経済対策の効果をどのように捉えているのか伺います。

厳しい地域経済の中にあって、深刻な打撃を受けている企業、事業者があれば、倒産や廃業を抑え、失業者を出さない施策を進めなければなりません。これらの実施を通じて、足らざるころがあれば地方創生臨時交付金のほか基金の活用も含め積極果敢に第四弾、第五弾の追加経済対策を講ずるべきと考えます。町長の今後の取組について見解を伺います。

次に、安心、安全な道路の整備促進について伺います。1点目は、一般県道大川松草線危険箇所の整備促進についてであります。去る8月14日に一般県道大川松草線起点の国道340号に接する大渡地内において、のり面岩盤の崩落事故があり、通行止めとなりました。応急復旧工事は、落盤が心配される岩石を取り除き、取りあえず通行を確保したところです。

この場所は、狭隘な道路で岩盤がそそり立ち、小さな沢から水が流れ、崩落の現状を見るに今後も落下する危険性があります。崩落時と応急復旧工事中は数日間通行止めになり、さらに大きな崩落事故が起きますと、大川地域はたちまち「陸の孤島」と化し、日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼすことが心配され、地域住民は不安を抱いています。

この道路入り口箇所の部分的な改良整備促進等危険箇所を最優先して早急な工事を図るべきであります。県に対する要望など町長の所見を伺います。

令和4年4月には釜津田中学校が岩泉中学校へ統合される予定と伺っており、スクールバスの運行に支障が生じないように早急な改良整備が必要です。未改良区間が多い本路線の道路改良が完成するまでは、沿線上の各所に待避所整備を要望しています。この整備促進について町長の所

見をお伺いします。

2点目は、国道340号押角落合間の整備促進についてであります。現在整備中の国道340号押角峠工区、延長3.7キロメートルは、令和2年度中の竣工が予定されています。この完成した押角トンネルを出ますと、狭隘かつ急カーブの連続で、安全な通行の確保が心配されます。

国道340号は、八戸から陸前高田までの250.5キロメートル、最後の未改良区間である押角トンネルの前後、宮古市茂市側の約4キロメートル、岩泉町落合側約9キロメートルを改良し、道路としての機能を双方向性とするためにも早期の改良整備が求められる大変重要な路線です。災害に備える防災道路として、地域連携道路、観光振興道路として整備を進めなければならない必要性を強く感じます。

この未改良区間の整備は、県によりますと宮古市側未改良区間のうち1.7キロメートルが「和井内～押角工区」として令和2年度新規事業化され、7年間の事業期間で整備すると伺っています。そうしますと、宮古市側だけであと2.3キロメートル未整備区間がありますので、15年以上もの歳月がかかることとなります。

岩泉町側の未整備区間についても、宮古市側と並行して令和3年度から新規事業化が図られ、整備がされるよう、町として道路整備促進期成同盟会として強力に要望活動を行うべきであります。町長のご所見をお伺いします。

また、昨年は台風19号の影響で、国道340号宮古岩泉間整備促進住民総決起大会は開催中止となりました。本年度も住民総決起大会を予定しているところですが、コロナ禍中であります。開催の可否、開催方法など、どうするお考えかお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願いをします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域経済の現状についてであります。まず観光業は、龍泉洞の入洞者数における単月の前年比で見ますと、6月は約7割減、8月は約6割減という状況にあります。

製造業は、岩手アライ株式会社の例年の受注量で比較をしてみますと、5月は約7割減まで落ち込み、9月は約1割減と徐々にではありますが、回復傾向にあると伺っております。

飲食業は、7月は例年の9割程度まで客足が戻ったものの、県内で初の感染者が確認された7

月下旬には客足が鈍りましたが、最近は徐々に戻りつつあると、このように伺っているところですが、地域全体の経済の状況についてはまだまだ厳しい状況が続くものではないかなと、このように危惧をしているところであります。

次に、これまでの緊急経済対策の効果であります。中小事業者等への支援事業を実施したことによって、一定程度の効果はあったものと、このように考えております。

また、プレミアム商品券につきましては、全て完売となったことから、今後消費購買活動が促進をされ、地域経済への波及効果が現れてくるものと、このように考えております。

このほか、コロナゼロ宿泊助成事業につきましては、事業の開始を契機に客足が戻りつつあり、7割から8割程度まで回復をしたと、このようにお聞きしており、また同時期に始まりました国や県の制度との相乗効果もありましたことから、本事業の期間延長などについて今後検討してまいりたいと、このように考えております。

今後の取組についてであります。新型コロナウイルス感染症の対策が中長期に及ぶものと考えられますことから、引き続き関係団体と連携をし、今後の状況を注視しながら、必要に応じた経済対策を検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、安心、安全な道路の整備促進についてお答えをいたします。一般県道大川松草線の危険箇所への整備促進につきましては、8月19日に大川地区道路整備促進期成同盟会において、岩泉土木センターに対し、当該箇所の早期復旧について緊急要望を行ったところであります。

今後におきましても、岩泉土木センターと情報を共有をしながら、当該箇所の早期復旧を目指し、再び同じような事故が発生しない道路整備について、なお一層要望してまいります。

また、去る8月6日には、岩手県県土整備部長に対する道路整備要望を行い、本路線の改良整備の重要性を強く訴えたところでありますが、さらに改良整備が促進されるよう、町民の皆様と一丸となり要望活動に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目の国道340号押角落合間の整備促進についてであります。押角トンネルを含む押角峠工区につきましては、本年度中の完成に向けて順調に工事が進んでいると伺っており、また宮古市側の未改良区間約4キロメートルのうち1.7キロメートルは本年度事業化となり、令和8年度には完成する計画であると、このように伺っております。

しかしながら、岩泉町側の事業につきましては、事業スケジュールの見通しがまだ示されていないことから、早急な事業化に向け、これまで以上に町民の皆様のご支援を賜りながら強力に要

望活動を実施してまいりたいと考えております。

また、国道340号宮古岩泉間整備促進住民総決起大会につきましては、宮古市との調整の結果、10月に宮古市を会場に、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、規模を縮小して実施をする予定としているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。どうぞ。

○2番（畠山和英君） ご答弁ありがとうございました。確認を含めまして何点か再質問をさせていただきます。

まず、地域経済の現状、経営の影響についてであります。龍泉洞の今事例でご答弁ありました。その中で、8月に4割減というふうなことでありましたが、そうしますと6割の人が8月には来ているというふうなことでありまして、そうすればかなり回復しているのかなというふうに感じました。そこで、まずホテルと旅館の宿泊の関係、観光業の関係、宿泊の関係について、宿泊の数と申しましょうか、宿泊客数を把握しておりましたら、前年比を含めてどのような状況になっているのか、まずお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをさせていただきます。

宿泊施設、ホテルにおける宿泊者数、前年度との対比ということでございますが、私どものほうで把握しておりますのが龍泉洞温泉ホテルの部分について把握しておりますので、そちらを引用させていただきたいと思っております。なお、温泉ホテルにつきましては、4月の下旬から5月いっぱい休館と、営業を停止しているという特殊な事情がございますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

まず、最近の分で6、7、8月、営業を再開した6月からでございますけれども、割合で申し上げますと、前年比6月の場合には4割程度のお客様ということになっております。7月、8月から回復傾向にありまして、先ほど町長が答弁を申し上げました7割から8割程度まで回復しているという状況になっております。8月分も若干入っておりますが、コロナゼロの宿泊助成のほうも先ほどの答弁にもありましたが、国、県の制度との相乗効果で増えましたという話をしたのでございますけれども、県内で感染者の発生が確認されてから一旦キャンセル等が出たのですけれども、それもまた徐々に取り戻しつつあるというふうな状況となっております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 8割まで戻っているというふうなことであります。そうしますと、コロナゼロの宿泊の町の支援とか、あるいはGo To Travelとかそれらを使ってのことだろうと思いますが、かなり回復しているなというふうに感じました。引き続きこれが続いていくようになればいいかなというふうに思っております。

それでは、次に製造業の状況について、アライの状況を抽出してお答えになっていますが、ほかの製造業もいっぱいありますけれども、状況はどのように捉えておりますか、お答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） アライ以外でございますが、アライさんのほうは車、車体関係で回復が早い状況でございますが、他の例えば岩泉ゴムさんとか特殊バネさん等はまだそこまで回復していないと伺っております。これからも若干9月以降も厳しい状況が続くのではないかと考えておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 場所によっては今一部休業しているところもありますが、大体が回復傾向に私が聞く範囲ではなっているようでありまして、よかったかな、続いてくれればいいかなと思っております。

それでは、次に今町で三弾にわたって、1回、2回、3回と三弾にわたって経済対策を実施しております。その中で主なものをちょっと実施状況と申しましょうか、影響と申しましょうか、お尋ねします。

まず、大きなやつ、7,000万円の中小事業者等事業継続支援給付金、これについては350者の予定では進めておりますが、この対象者数は最終的にどの程度になる見込みか、そして現在の今の申請状況と申しましょうか、お金を交付している状況と申しましょうか、その進捗状況についてお願いできればなというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをさせていただきます。

対象事業者については、議員からお話があった数ということで、あくまでも見込みということでご理解をいただきたいと思います。

現段階での処理の状況でございますけれども、本日現在といたしますか、昨日現在で手続等書類が上がってきている部分が120の事業者の皆さんから手続等をいただいているということになります。ただし、こちらのほうもいろいろな添付していただく証拠になる書類等が少し数が多いものですから、1件当たりの処理に時間を要しているというふうな状況となっておりますけれども、こちらのほうにつきましては事業をお願いしております商工会と連携を取りながら、しっかりと確実に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしく願いをします。

それから、あともう一つ、中小企業と申しましうか、小規模事業者で大きな事業がコロナ融資、無利子、無担保の融資をやっています。これは、雇用調整助成金と融資の2つ、これで事業を経営を継続しているという、これはやっぱり助かっているようなお話を聞いたりします。それで、今のかなりの額、補正も組んで今準備はしておりますけれども、これについても実績だけで申し訳ないのですが、また後でお話ししますが、この状況と申しますか、融資の今申請と申しますか、やっている状況についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

町内の事業所等におけます融資の状況等でございますけれども、こちらの融資関係の制度につきましても、月日がたつに従って新しい制度が出てきたりというふうなことがございます。例えば国のほうの無利子、無担保、県のほうもありますけれども、そういったものが出てきたりというふうなことになっていまして、大きく分けて今2つのタイプの融資がありまして、今申し上げた無利子、無担保の部分があります。あとはそのほかに有利子等になりますけれども、そちらについては町のほうで利子、保証料を助成するという2本立てになっております。最初に申し上げた無利子、無担保、国、県のほうでございますが、こちらについては35件、約9億円の融資が行われている状況でございます。もう一つの町のほうの対象になります事業につきましては、12件、6億円の融資があったということで資料をいただいているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今の町の利子補給と保証料の補助、これについては大体十分準備して大丈夫な状況でしょうか、予算上。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをさせていただきます。

まず、保証料につきましては、今現在で12件ほどの申請がございまして、約1,130万円ほどの支出見込みとなっております。こちらの予算は3,800万円ほど取っておりますので、まだ枠があるということになります。一方の利子につきましては、予算額約2,000万円に対しまして500万円弱が今支出される予定、見込みというふうになっております。いずれ事業者さんの声を聞いてみますと、今は運転資金というか、資金をできるだけ確保しておくというふうなことが非常に大事であるということで、私も先ほど申し上げた金額を見て、ちょっとふだんなかなか見えない金額なのですけれども、そういった対策を各事業者さんが取られているというふうなことで理解をしているという状況でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは次に、誘致企業とともに、また町の地域の経済を支えていると申しましょうか、裾野の広い業種と申しましょうか、二升石のチップ工場のその後の状況と申しましょうか、町で輸送費補助とか製造新規補助あるいは八戸まで行くまでの流通促進補助を、3つの事業をこれを確保するために実施しています。そうした中で、その実施状況も含め、あるいは回復状況をどのようにになっているかお尋ねをします。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新北菱林産岩泉工場のほうの状況とご質問についてお答えをいたします。

状況でございますが、上半期、4月から9月までの原木の受入れ状況及びチップの製造出荷状況について、9月はまだ実績見込みではございますが、大体の数字が出てきておりますので、上半期の状況について報告を兼ねながらお答えしたいなと思っております。

まず、チップの上半期の出荷状況でございますけれども、北上ハイテクペーパーへの出荷については前年比で約4割弱の状況となる見込みです。この出荷減を補うために八戸のほうのバイオマス発電への出荷を4月から実施しているところでございます。上半期の実績については、毎月

大体200から300トン程度が八戸のほうに行っておりますので、上半期については大体毎月の15%を八戸のほうで賄っている状況ということになります。運賃助成については、9月から八戸の運賃助成については実施することとしてございます。したがいまして、チップ工場の製造出荷ですけれども、前年と比較して約5割強となる見込みのようでございます。

一方、原木の受入れ状況についてですが、素材生産業者からの買入れについてですけれども、前年と比べまして76%の実績になるようでございます。したがいまして、チップの出荷が約5割強という中で、原木の買入れが76%の実績ということなので、かなり相当頑張っていただいたのかなというふうに感じているところでございます。

続きまして、今後の見込み、計画でございます。北上のほうへの出荷についてですが、印画紙のほうの回復のほうも徐々にしている状況にあるようでございます。9月については、残念ながら出荷はゼロトンという計画になっているようでございますけれども、10月からは例年の約6割強の出荷になりまして、12月からは前年ベースの量の出荷を現在のところしているようでございます。これについては、市況の状況にかなり変動を受けるだろうというふうなことでありますけれども、うれしい情報として感じてございます。

八戸バイオマスのほうの発電出荷につきましては、引き続き4月から同量程度を毎月出荷を計画しているというような状況でございます。

原木の受入れの今後についてですけれども、浅内に一時貯留してございます。チップの出荷が回復傾向にありますけれども、一時貯留したものを使っていくということですので、買入れにつきましてもこれまでと若干制限をかけながら原木の買入れはしていくというように伺ってございます。

浅内からの一時貯留の原木の運賃助成については、10月から運搬が開始されるというふうにご伺いしておりますので、それにつきましては議会で予算をお認めいただいた事業により運賃助成を実施していきたいと思っております。

今後におきましても、新北菱林産と連携の下、情報収集に努めながら皆さんのほうにもお伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 一気に聞こうと思っていたのをご答弁いただきました。ありがとうございます。

ます。何か北上ハイテクペーパーのほうにも10月、11月と前年並みにといういい話もあるよう
ありますので、これがそのとおりいけばいいかなと思って期待をしております。よろしく願
いします。

それでは、次にちょっと雇用の関係をお聞きます。コロナで多分解雇とか雇い止めとか、多
分出ていないような気はしますが、これについての状況はどうなっているか把握して
おりましたらお願いをします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、雇用関係についてでございますけれども、国のほ
うでも雇用調整助成金の拡大、拡充といったことで制度、対応をしていただいたところでござ
いまして、その目的はそういった解雇とかしないように、従業員の皆さんに引き続き仕事を
していただくというふうな目的があったものというふうに思っております。うちのほうでは
そういった情報については特に入ってはきておりませんが、いずれこの雇用情勢につきま
しては7月の有効求人倍率が1倍というふうなことで、2013年の5月以来の低い数値とい
うのが出ているというふうなこともありますし、来年の高卒予定者の求人状況については
前年比17%減にもなっているということで、かなり厳しい状況にはあるなというふう
なことで認識をしております。うちのほうでハローワークさんと連携しながら職業の
相談会等もやっておりますが、そちらについても町内分について特に増えたとい
うふうな数字は残っていない、前年並みの相談件数というふうなことで捉えて
いる状況となっております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは、今のコロナの経済対策と申しまし
ょうか、今後の対応については最後にしたいと思いますが、ご答弁でも
ありました今後の対応ということで、注視しながら適時適切な経済
対策を講じてと申しまししょうか、そういうご答弁でありました。
今回補正予算を見ますと、今回の第四弾のコロナ関係の対策の予算も
上げておりました。国は、工場等の感染対策支援とか、あるいは先
ほど出ましたコロナゼロの引き続き観光宿泊、ホテル等への支援とい
うふうなことで、これを今回予算で今計上しているようでありませ
う。第四弾が今出ているわけありますので、今後どうするのだとす
れば、今これをやりますよということだろうと思いますが、そうい
うふうなことでありまして、引き続きこの状況を見ながら、今回次
に向けて、第五弾に向けて、もし必要があれば適時適切にやって
いただければと思います。

県の予算を見ますと、759億円でしたか、コロナ対策の補正予算が組まれているようであります。その中で市町村の応援する事業20億円というのを見ていますが、お分かりでしたら、最後のところでこれを聞くのはあれですが、最後と申しましょうか、聞くのはあれであります、それについての使途とか額とか、この内容について何か情報が流れてきておりますでしょうか、もし分かりましたらお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） ただいま議員からご指摘がございました県の補正予算につきましては、先日ですか、県の臨時議会のほうで予算のほうはお認めをいただいたというふうに伺っております。現時点で私どものほうで入手をしてございます予算といたしましては、県におきまして感染症の影響を受けている地域経済の回復を図るという目標の下に、市町村が、県内市町村でございしますが、地域の実情に応じて実施をいたします対策事業に要する経費に対して補助をするということでございます。県内市町村に定額で補助をするということでございます、20億円がどのような割合で案分をされるかという詳しいところまではつかんではございませんけれども、私ども市町村が行ういわゆるコロナ感染症対策に対する補助金というふうに伺っております。3,000万円から4,000万円ぐらいかなというような情報も特に得ておりますので、今後はそれらの詳細も確認をしながら、必要に応じてまた議会のほうに補正のほうをお願いをしたりしながら対応を引き続き取ってまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは、その予算もあるわけでありまして、財源もあるわけでありまして、また次の対策についてご検討方お願いをいたします。

次に、道路の関係、大渡地区の崩落箇所のことですが、ご答弁のとおりお盆の14日に崩落して、19日には早速同盟会の会長である町長からも出席していただいて、土木センターに要望しました。応急復旧はその後やって、すぐ次の日からやってもらって、今通れるようになっていますが、あそこはまだご案内のとおりでして、通るにもまだ落ちるのが怖いところであります。それで、土木センターが本格と申しましょうか、部分改良に向けていろいろ検討等しているかなと思います。それについてもし町としても一緒に担当課長も出席していただいておりますので、その土木センターと申しましょうか、県の土木センターの取組の今の状況あるいは今後の見通し等についても分かる範囲でお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の大渡地区の崩落事故につきましては、すかさず同盟会と一緒にあって要望いたしまして、岩手県土木センターのほうでは早急な応急復旧をしていただいております。今後は、応急復旧は取りあえずの通行を確保するためだけのものがございますので、今は土木センターのほうで現地の調査、それから測量設計、こちらのほうを進めているというふうに伺っております。このスケジュール的なところについては、まだ明確なところは示されてはおりませんが、今後その調査、測量設計が進めば、恒久的な工事に移っていくというふうなことで伺っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしくどうぞお願いします。

それからもう一つ、この県道のところについて、狭いところがずっと長く未改良のところがありますので、これは改良には時間がかかるということですので、待避所の整備を地域として土木センターにもやって、現地にも調査と一緒にやってやったりとかやっております。それで、これについても要望等、整備、特に質問に上げましたように釜津田中学校の統合もあります。そういうふうなことで待避所等も今地域として県の土木センターに整備の要望を上げておまして、話しておまして、町のほうからもひとつこれについてもお力添えと申しませうか、働き掛けをお願いしたいというふうに思っております。今の状況等もしお分かりでしたら、お願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 去る8月6日に町長が県庁のほうに出向きまして、県土整備部長のほうに要望しております。その中で、釜津田中学校の統合に伴うスクールバス、この運行が始まることによって狭隘箇所が危険だという部分、それから擦れ違いに困るので、待避所を取りあえず設けてくれないかという部分、それから舗装についてはかなり傷んでいるということで、これの全面補修、こういった部分について県土整備部長のほうに要望してきております。岩泉の土木センターのほうでも、今回は地元の皆さんと一緒にあって現地のほうを調査いたしまして、待避所の可能な部分というのを調査を進めております。このところについては、用地が可能であれば多分順次進めていただけるのではないかなというふうには考えておりますが、こういったところはこれからも要望の際には強く進めて要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしくどうぞお願いします。

それでは最後に、340号の押角落合間の事業化、岩泉側の事業化についてでございます。町長から力強いご答弁をいただいた、まさにそのとおりでありまして、これ以上何も言うことはないのですが、これに今までなかなか事業化が予算等々の関係もあろうかと思いますが、実現が進んでいません。とはいっても、諦めないで、ぜひこれを強力に要請活動を展開していかなければならないのかなど、いきたいなど、そんなふうに強く今思っているところであります。それで、それ以上のご答弁というのではないわけでありまして、町当局としてもぜひこの整備、事業化の整備実現に向けて姿勢と申しましょるか、思いと申しましょるか、考え方と申しましょるか、それについて再度もしご答弁というか、お話ししていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 国道340号につきましては、これまでも国、県に対して要望はしてきてまいりました。今残っているのが押角峠工区の前、宮古側4キロ、岩泉側9キロ、13キロになっております。今回議員ご案内のように、宮古市側については事業化ということで進むことの段取りができました。ただ岩泉側については、まだ事業化すらなっていないということで、これについては我々もどうしても岩泉町側についても事業化して並行して進めてもらいたいというふうに強く思っております。今回10月31日で調整しておりますが、住民大会を開催することで進めております。これは、全町民一丸となってこの部分について訴えてまいりたいということで、コロナ対策で若干人数については縮小しながらやることにはなりますが、この部分でも、強くこの部分について国、県に対して訴えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしくどうぞお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時10分)

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 9 月 1 1 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 2 年 9 月 1 1 日 午 後 0 時 0 4 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 9 月 1 1 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、三田地久志君、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意のみ取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症はついに岩手県でも2桁の方が感染、町内では感染者が確認されておらず、町民の皆さんの努力、行政の的確な情報発信と事業者の方々の努力のためのものであり、このまま推移してほしいものです。そして、新型コロナウイルス感染症の全貌が解明し、予防方法や治療方法が早期に確立されることを願うばかりであります。

さて、ウィズコロナの中で経済活動をしていかなければならず、今回は2点について質問をいたします。熊の被害対策についてです。今年には果樹農家の皆さんは、熊による被害が甚大であると伺いました。ブルーベリーに始まり、桃、リンゴと続いているとのこと。果樹園の周りに電気牧柵を張り巡らせていても、熊が学習し、その効果が失われているとのこと。被害に遭った果樹園の周辺には住宅地もあります。県内他地区では、熊が住宅に侵入し、冷蔵庫を荒らしていったとの報道が数回ありました。町内でも起こり得ることではないかと危惧しているところでもあります。

現在熊の被害があった場合、わなを仕掛けるという対処がなされています。これはこれでよい方法だと思いますが、もっと予防的対応をすべきではないかと考えます。以前特別委員会でも発言をしましたが、畑等の周囲の間伐等を行い、見通しのよい環境整備をすることで、出没を妨げるとの情報もあります。

しかし、周囲が全て果樹農家の土地ではありません。中には不在地主もあり、個人や地区でもなかなか手をつけることができない場合もあります。また、6月頃から桑の実に熊の親子が現れるようになってきました。かつての岩泉は養蚕も盛んに行われておりましたが、その桑の木が老木となり、伐倒するにも困難な状況にあります。

そこで、果樹園、田畑周辺の不在地主の調査、集落での獣害被害からの対策のために、桑の木の伐採や見通しをよくするための果樹園等周辺の間伐に対して、集落に補助金を交付することも一つの方法であり、モデル地区を指定し、検証しながら全町に広げていくべきではないかと考えます。

また、小本地区にかなりの面積でナラ枯れが発生してしまいました。内陸部侵入も時間の問題であります。ナラ枯れにかかってしまいますと、熊の餌であるドングリが不足し、ますます人里へ下りてくる可能性が高くなります。ナラ枯れ被害を防ぎながら、獣害対策をどのように実行していくのか、町長の考えを伺います。

次に、ふるさと納税についてでございます。本町のふるさと納税の実績は、平成24年から30年までの累計で1万9,940件、3億7,448万6,000円であり、最高は平成28年の9,834万1,000円であります。なかなか増えていかないのはどうしてなのか、どのように検証し、総括しているのか伺います。

加速度的に人口が減少し、地方交付税等も減る中で、現在の行政サービスを維持しようとする、財政がかなり厳しくなります。そこで、ふるさと納税をもっと活用すべきではないかと考えます。例えば一次産業の生鮮品、あるいは六次産業化での加工品などもふるさと納税の返礼品として発掘していくべきであります。愛土館の魚セット、各地区の山菜の詰め合わせ、野菜の詰め合わせ、ブルーベリーなども可能性があります。さらには、野菜は農業振興公社の堆肥を使っての有機栽培を売りにするなど、幾らでもあります。ふるさと納税により外貨を獲得し、目指せふるさと納税10億円であります。10億円のふるさと納税は、町内に3億円が新たに流通し、役場には7億円の歳入、地域経済の活性化や福祉の向上が期待されます。10億円規模になると、現状で

は発掘と管理がかなり厳しいと想像されます。

そこで、ここは思い切って担当する部門を新たに内部につくるか、あるいは外注という選択もありますので、早急に議論を開始すべきと思います。ふるさと納税は、地域おこし、産業おこしにつながります。実行部隊をどうするか、プロジェクトチームを立ち上げて進めるべきと考えますが、中居町長のご見解を伺います。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） ５番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、熊の被害対策についてであります。８月末現在で熊の被害や目撃情報は185件と、昨年の165件を大きく上回っております。議員ご案内のとおり、近年の出没の傾向は、農地周辺のほか、人里付近での目撃情報が多くなってきており、親子連れという事例も多く、危険な状態にあると認識をしております。中でも人家周辺の出没情報が急増しており、人身被害の発生を危惧しているところであります。

これまでの対策は、農畜産物の被害防止に主眼を置き、追い払い機器の貸し出しなどや、電気牧柵等の設置に対する助成等の対策を講じてきたところであります。しかしながら、町のみを取組には限界があるものと認識をしており、集落と行政が一体となった取組が必要であると考えておりますことから、昨年度から中里地区において野生鳥獣を寄せつけない地域ぐるみの取組をワークショップ形式で実施をしているところであります。

また、人家周辺での熊出没など、危険性の高くなっている地区については、特にも安心な生活環境づくりに向けて取り組んでいかなければならないことから、雑木林の刈り払いなど、緩衝帯の環境整備が有効であると認識をしておりますので、活用可能な補助事業を導入しながら、実施に向けた検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

また、小本地区で発生しておりますナラ枯れ被害木につきましては、町で防除処理を実施し、拡散防止に努めてはおりますが、残念ながら食い止めるまでには至っておりません。熊の餌不足が生じ、人里への出没の増加につながらないように、森林所有者及び関係団体等と連携をしながら、大径木等の更新伐を進め、森林を若返らせるなど、森林の健全化に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。本町の実績は、議員ご指摘のとおり、平成28年度に納税額が最高を記録し、平成29年度には一旦納税額が落ち込んだものの、その後の返礼品の拡充などにより、平成30年度以降は前年度実績を上回ってきている状況にあります。令和元年度には、過去最高となる納税件数を記録したほか、本年7月現在の納税額が前年同期の3割増となるなど、納税件数及び納税額とも増加傾向となっているところであります。

議員ご提言の返礼品の発掘につきましては、引き続き町の地場産品など、岩泉ならではの個性と価値、そして魅力ある返礼品のほか、新しい生活様式を踏まえた納税者のニーズに合致した返礼品の拡充に努めてまいりたいと考えております。

自主財源の少ない本町にとりましては、ふるさと納税は財源確保の有効な手段であると認識をしておりますことから、本制度のさらなる活用を図るとともに、議員ご提案の内容につきましても、今後調査研究を進めるとともに、納税額の目標も設定をし、それに向かい、積極果敢に挑戦をしてまいりたいと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 答弁ありがとうございます。

まずは、ワークショップの形から、実際に行動に移るのはいつ頃からでしょうか。あるいはワークショップの中身については、ご披露いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えさせていただきます。

中里地区において取り組んでおりますワークショップ形式の内容でございますけれども、これにつきましては令和元年から3か年間の事業で取り組んでいるところでございます。県の振興局と一体となった事業ということで、経費につきましては県の予算のほうで若干補填をしながら取り組んでいるところでございます。

ワークショップのこれまでの中身でございますけれども、3回ほど実施してございます。まず、獣害対策の基本的な講座の内容、2回目は専門的な講座の内容を開催してございます。途中でアンケートを取りながら、今後の取組についてどのような形態でやっていこうかという話し合いもし

ながら、研修会、内容につきましては、寄せつけないための器具の設置方法等の講師を呼びながら、どういった場所にどのように設置したら効果があるのかというものを、専門的な見地から指導いただきながら実施してございます。

今後の動きでございますけれども、地域全体でわなの設置、あるいはどういった地域での取組を実際にしていくかという内容を本格的に議論となるわけでございますけれども、最終的には地域全体で寄せつけない実施隊みたいな中身をつくりながら、継続していけるような組織をつくりながら、実施していきたいなということでは一応考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 恐らくワークショップの中では、熊の生理生態についても勉強しているのではないかなと思うのですが、その辺については、熊はどのような性格をして、どのような行動をして、人に対してはどうなのだと、あるいはどういうところを好むのだというような、そういう講座はなされませんでしたでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 熊の状況について、誘因となるものをどのようにしていくかということ勉強しながら、行動の形態等を地域で勉強しているという状況にはございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 実は、秋田県の森と水の郷あきたというホームページの中に、熊の生理生態について結構詳しくあります。後でこれあげたいのですが、熊というのは本来臆病であると。やはり緩衝帯が必要ですよと、明るいところは移動しないと、やぶ地の中を移動するのだと。だとすると、そういう環境を人が今までは山へ芝刈りに行ってまきを、もしづけとかなんとか取ってきたから明るい林地、里山だったけれども、それがやぶ化してきていると。そういうやぶ化しないための方策というのを、答弁書にもありますが、やっぱり早急に実際にやってみるべきではないのかなと。見通しのよい畑だったり、住家の周りというところを特に念入りにやってみるべきではないかと思うのですが、そういう声は出なかったものなののでしょうか、ワークショップの中で。いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

内容の詳細については、ちょっと資料はないのですが、周辺のやぶ化になっている部分

の刈り払いについては、冒頭では実施、取組はしたい方向ではご説明しておりますが、まだそこまで至っている状況ではないというふうには伺っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やはり岩泉の町なかでも、果樹園のすぐそばにうちがあって、今年は2回もわなに入って取って、3頭目もまた来て、またわなをかけているということがありますが、周りを見ると竹やぶだったりとかなんとか、実際に出没を減らすための施策という、予防策というのは、やっぱりそこが一番肝腎だと思うので、ぜひモデル地区である中里地区でやってみて検証していただきたい。

ただ、出没するのが6月から大体8月ぐらいまで、要は山に餌がない時期に里に下りてくるとい、その中でのわなの仕掛けでございますので、できたら農作業もその時期にやっていますので、その時期に間違いなくきれいにしているということをするべきではないかと思うのですが、そこら辺については住民の方々からはそういうふうな声は出なかったものでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） そこまではまだ話は出てございません。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 実は秋田では、何年か前に人が熊に食べられたとかという話が、この間は八幡平でもそんな話があって、死因は食べられたのか、死んでいたところをかじられたのか、これはちょっと分からないのですが、秋田のこれを見ると、熊というのは本来肉食であると。実は、雪崩でやられたカモシカを熊が食べたということもデータとしてある。秋田では、ニホンジカを襲って食べているということも確認をされている。岩泉では、そういう情報はないものでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員ご指摘の内容につきまして、実施隊員の皆さんから情報はいただいております。近年の傾向として、ニホンジカを追っているということが情報として寄せられております。また、一部では捕獲した後の処理残渣物、土に埋めるのですけれども、掘ってというようなことも聞いておりますので、肉食動物であるというのはそのとおり、確かかなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） そうすると、いつ人が襲われるか分からない、やっぱり鹿も歩くところは明るいところよりは暗いところを歩くわけですから、そうすると住家の周り、畑地の周りというのは、やはり緩衝帯を設けるといのは取りあえず予防策としては第一段階だろうと思いますので、ぜひこれを実際進めてほしいなというふうに思います。

次に、出没するのが大体6月から8月頃がピークになっていると。猟友会の皆さんがわなをかけに行くと、被害があった獣害駆除でいくと。そのときの費用というか、1人当たりどの程度の費用を支払っているのか、お知らせ願えればと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ツキノワグマの有害捕獲に関しては、報償費としてお支払いしてございます。内容につきましては、1回のわな設置で、大体1週間から10日間程度の設置期間になるわけですが、その1回当たり、お一人6,300円をお支払いしてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 危険が伴う業務をお願いして、6,300円が妥当かどうか、これはうちの町独自の金額なのか、あるいは県の平均がそうなのか、指示なのか分かりませんが、鹿の駆除に対して倍額したことから考えると、もっと危険が伴います。何とかこら辺も、暑い中を設置場所が道路のすぐそばであればいいのですけれども、重いドラム缶を何人かで担いで山に登って行って、デントコーン畑に設置するとか、そういうことを考えると、もっと別な方法というか、何らかの方法、プラスにしてほしいわけなのですが、考えるべきではないのかなと思いますけれども、いかがでございますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 実施隊員の皆様にはいろいろ協力いただきながら、有害捕獲のほう進めていただいております。近年は出没頭数も多く、被害も増えてございますし、ましてや人里に子連れで出没するケースも多くなってございます。件数もさることながら、人的な、実際の皆さんの危険度も高まっている状況にあります。

現状で6,300円の報償費を支払ってでございますけれども、これについてはいずれ何かで改善は必要のかなという認識はございます。これについては、実施隊員の皆さんからの声を聞きながら、早急な対応というわけにいかないかもしれませんが、検討していきたいなというふうに思っ

でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 先ほど鹿の話をしたときに、掘り起こして食べているかもしれないと。そうすると、熊も栄養価が進んで、木の実が豊富でなくても、もしかしたらいつでも妊娠可能な状況になっている可能性もあります。やはり鹿も人里の近くにしかいない、山奥にはいない、そうすると熊が出てくる。それを考えると、何回も言うけれども、やはり緩衝帯を早期に実施してみ、卵が先か鶏が先かではなくて、まずはやってみるということをするべきではないかと思いますが、その意思はないでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

町長の答弁にもございましたけれども、国の事業もございます。農林水産省の事業で、緩衝帯の整備に関する支援事業がございますので、その財源を活用しながら、実施は可能と思っております。緩衝帯を設置することによって、やはりいろんな面での効果が出てくるだろうなというところを狙いながら、集落の皆さん全体で取り組む内容が、いろんな方面に波及していくのではないかなという期待もございますので、そういった点を踏まえながら、前向きに取り組んでいきたいなと思っております。

今年度におきましては、自治会の皆さんに追い払い花火を提供いたしまして、地域内で取り組んでもらうという取組を始めてございますので、この延長線上にこういった取組を持っていただければいいのかなというふうにも考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やはり地域、集落の取組というのは、それこそ台風被害のときもありましたが、お互いが助け合う、それから防災、減災の意識のためにも、獣害から自分たちは自分たちで守るのだと、役場に電話するのではなくて、自分たちで何とかしようという気持ちを芽生えさせることがまずは大事だと思います。そのことが台風だったり地震だったり、いろんな災害から、地域住民で避難しようよ、あるいは何とかして頑張ろうというような気分の醸成というか、そういうところを持っていただけるものだと思うので、そのためにもコミュニティーをさらに強くしてもらって、昔のやり取りではないけれども、そういう意識をもう一度持ってもらうことが大事だと思うので、ぜひ緩衝帯の設置については集落のほうに何か所か、1か所と言わず2か所、

3か所やれるのであれば実施していただければと思います。

次に、ナラ枯れの話なのですが、ナラ枯れが小本で発生したと。宮古地区がかなりの被害があって、実は三陸道が開通した途端に小本に飛んできたのではないかなという、三陸道が実はトンネルというか、誘導になってきたのではないかなと私思ってしまうのはいるのですが、去年に比べると突然なものですから、しかも内陸部にも若干入ってきたと。やっぱり切って駆除しないことには、あるいは被害木の周辺の太いナラの木を伐採して、予防的な措置も必要ではないかと思うのですが、その考え方というのは、答弁書にもありますが、どこまで進んだ考え方をしているのかお尋ねします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ナラ枯れについてのご質問でございます。ご案内のとおり、岩手の沿岸、南のほうから徐々に拡大している状況でございます。現在は久慈市のほうまで被害が及んでいる状況でございます。当町におきましては、平成29年度に大牛内の国有林内で発見されました。以後、徐々に被害木が拡大している状況にあり、昨年度は本数も多く発生してございます。

ご指摘のとおり、大径木のナラが被害を受けやすいということで、ナラの更新伐が有効であるというふうな認識で、県の事業、立米1,000円という支援事業もご案内しながら、伐採のほうを進めている状況にはございますが、まだまだやはりそういった周知が不足しているのか、あるいは何らかの影響で進まないのか、ちょっと分かりませんが、こちらの更新伐についてはいろんな面からご案内しながら、積極的に進めていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 岩泉はそれこそ林業が盛んな町でございます。その中でナラが全滅というか、大径木が全滅していくと大変なことになるわけなので、熊の餌もなくなるということも含めて、何とか内陸部のほうに入ってくるのを止めるという、途中のところの大径木を、できるだけ周辺の発生したところを伐採すると。次の年に飛んでいつつかないようにする仕組みというのをすべきだと思うのですが、県あるいは国のほうではそういうふうな、防除的に発生したところの周辺何キロを切ると効果があるよとか、そういうデータというものはないものなのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

一応県の基準ですと、被害木の大体2キロ範囲内というような形では捉えているようですが、岩泉町の事例を見ますと、内陸部に入った木は2キロを若干超えている箇所もございますので、2キロというのは当てはまらなくなっているのかなというふうに思っております。加えて、大径木のみならず、小径木にも被害が現在及んでいるという状況もございますので、そういう情報はやはり森林所有者の皆さん、関係機関で共有しながら進めていくしかないのかなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ぴーちゃんねつでも、ナラ枯れがあったらば通報してくれというのは聞いてはいました。もっと山主に対しても山の見回りとかいろいろお願いをして、できるだけ損失がないようなことを広報する必要があると思います。そのことについても、うるさいくらいやってもらわないといけないことではないかなと思うのですが、時々ではなくて、うるさいくらいやるというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） そのとおり、ぴーちゃんのほうでも周知しながら、被害が身近に及んできているのだというのを住民の皆さんに周知していきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それでは次に、ふるさと納税のほうに移らせていただきます。

ふるさと納税は、一生懸命やっぺらっぺらという事で、ただ人口が減少する、学校数が減少する、今年国勢調査があると。そうすると、交付税等が激減するのではないかなと。その中で、今までのとおり行政サービスはできないとなると、自主財源どうしていくかと。町税も上がってこない。そうすると、やっぱり頑張ってもらいたいのは、この制度を使ったふるさと納税で外貨を獲得するというのが一番の策だと思います。ポータルサイト、お願いしているところが岩泉町の場合、今何社ぐらいでしたでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、ご質問のポータルサイトの関係でございますけれ

ども、大きく分けて4つほどになってございます。1つがふるさとチョイス、あとは楽天が行うふるさと納税、あとは通信会社ですが、KDDIが行うもの、あとはその他ということで、4つという現状となっております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） この4つの中で売上げというか、アクセス数あるいは納税数というのは、順番的にはこの順番でしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、件数……

〔何事か言う人あり〕

○経済観光交流課長（馬場 修君） 順番につきましては、先ほど申し上げた順番で、一番はやっぱりふるさとチョイス、件数で言うと全体の75%、金額で言うと79%という状況となっております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 他のところ、問題というか、うわさになった泉佐野市とか、あの辺の四百何十億円というのは別にして、静岡だったかの小山町でしたか、あそこもいろいろあって、あそこもたしか250億円ぐらいのふるさと納税があって、町でも頑張れば二百何十億円やれると。うちの町でも何とか10億円を目標にやってもらいたいなど。そのためには、返礼品、今のところたしか105くらいアイテム数があったと思いますけれども、ほとんどが三セクのものに占められているのかなというふうに思っています。できるだけもっと町民の皆さんからアイデアなりなんなりを募集して、こういう商品、ああいう商品というのを磨き上げていくと。そのことで行政がふるさと納税に採用したとなれば、信用もつくわけです、その商品に対して。そうして産業を育てていくというふうな考え方にはなりませんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 新たな返礼品の発掘への取組の状況でございますけれども、まず内部といたしましては、一次産業、農林水産課さんのほうと牛肉であったり、それがふるさと納税としてできないかということで、今調整をしているところになります。あと、外部のものとしていたしましては、民間の取組になりますけれども、この間町内で住宅を整備した会社さんが主に中心になってやった家飲みセットというのも、あれも非常にふるさと納税の返礼品としてはい

いのではないかということで、そこを仲介していただいた商店の方とも、何とかふるさと納税の返礼品にできないかということで、これも交渉中でございます。

また、三セクにはなりますが、いろいろ話題となっております化粧品とかはトップ、人気のある商品ということになってはいますが、その後に出されている歯磨き粉であったり、最近であればジェラートが発売になったのですけれども、そちらのほうのギフトということも今内々にお話を進めておまして、できるだけ数多くの納税者の皆さんが魅力を感じていただけるような返礼品の発掘に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それはそれでどんどん進めてほしいと思います。要は、事業主ばかりではなくて、個人事業主もいっぱいあって、例えば道の駅に行くと冷蔵庫の中にいろんな、何とかみそとかいろいろありますよね。ああいうのも組み合わせによっては可能性があるかと、それを磨き上げていくと。例えばちょっと問題があるなと思ったならば、工業試験場をお願いして、製品についてどうしたら保存期間を長くできるのか、塩分下げられるのか、いろいろ知恵を貸すというか、そういうことで磨き上げをしてあげて、ふるさと納税品に採用すると、そういうことも必要では。課の人数が少ない中で、そういうのはなかなか難しいとは思いますが、そういうことも可能ではないのかなと。育てていくということも必要だと思うのですが、そういうものを拾い上げていくということはお考えになれませんか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをさせていただきます。

今現在どうしても、例えばあるみそであったり、ホルモンであったり、単品での返礼品というのが多いのですけれども、今議員からお話がありました、それを組み合わせで、例えば集めた素材を組み合わせることによって箱詰めにしたりして、付加価値を高めるというようなことも可能だと思っております。

ただ、そちらのほうの商品開発といいますか、実際のところそちらまで手が回らないという状況もありますけれども、そこは今後事務の効率化等も含めて、あとは関係する事業者さんとも連携しながら、新たな魅力ある返礼品を作っていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 経済観光交流課だけでは、製品開発とかなんとかという部分はなかなか

難しい、講師を招聘するのも難しいとなれば、例えば政策推進課でそういう商品開発のための講座を設けるとか、そういうことも考えてはどうなのだろうと今ふと思ったのですが、政策推進課のほうではいかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） うちのほうでも一応まるごと営業本部等でJR等のつながりがございますので、その辺の意見とか知恵を頂戴しながら、観光のほうと連携しながら意見を伺えたらなと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やっぱり単独の課一つだけでは、なかなか難しいところがあると思います。やっぱり農林水産課、経済観光交流課、政策推進課、この辺でお互いに意見交換して、プロジェクトチームなりなんなりつくって、これから先の岩泉町の産業はどうしていくのかと。そうなってくると、総務課もまた入ってこなければいけないと思うし、そういうことを今から議論しないと、将来が非常に不安であります。ぜひこれを早急に立ち上げてほしいと思うのですが、これについてはどなたの、どこの課でしょうか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（加藤久民君） やっぱり政策ですから、副町長、どうですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木副町長、どうぞ。

○副町長（佐々木宏幸君） 議員ご提案のございました全庁的な、部局横断的な取組につきましても、今後研究、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 無難な答弁でありありがとうございます。ぜひ検討ではなく、やりますという答えが欲しかったのでございますけれども、これからのことを考えたときには絶対に必要なこととございますので、再度お願いをして、本席からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔町長がしゃべりたそう〕という人あり〕

○議長（加藤久民君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） まさにこれからの岩泉町の状況を見た場合に、ふるさと納税というのは本

当に町の自主財源の貴重な財源になるわけであります。まずしっかりと目標を設定すると。今7,000万円ぐらいなわけでありますが、やっぱりこれを1億円なり2億円、今コロナ禍の中で大変な状況はありますが、岩泉町の将来を見据えた場合に、やっぱり海、川、山、多様な価値のある商品もあるわけでありますから、しっかりと目標を設定する。その目標を達成するための手法をどうするのかということが非常に大事になるのかなと、こう思っております。ですから、やっぱりそういう戦略をきっちり打ち立てて、そして目標に向かって対応していくということが必要だろうなと。

先般もいろいろ調べてみたら、北海道のある小さな町の中でも10億円を納税してもらっているというような町があるのです。やっぱり町民の皆さんのご支援ももらいながら、役場がリーダーシップを取りながら、そういう高い目標をこの何年かの中で設定しながら、本当にみんなで知恵を出し合いながら、努力をしながら、町のいろんな資源をどんどん、どんどん内外に情報発信する。そういう中で、さらに相乗効果も上がってくる。いわゆる交流人口なり関係人口にもつながってきている。そういう町の中では、それが移住、定住にもつながっているような、まさにそういう効果がある。ですから、我々もやっぱり高い志を持って、大きい目標を持ちながら、何ができるかということをもう一回これから検討してまいりたいと、そう思っていますので、何とかご理解を賜りたいと思います。

○議長（加藤久民君） 5番、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） それでは、これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、10番、合砂丈司君、どうぞ。

〔10番 合砂丈司君登壇〕

○10番（合砂丈司君） 10番、合砂丈司でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

安家地区におきましては、令和2年6月1日に、安心できる防災対策と地域づくり活動の拠点として、安家地区複合施設が完成したところであります。まずもって、中居町長をはじめ関係各位に心から感謝申し上げる次第であります。

さて、行政区、行政連絡員制度の見直しについてお伺いします。安家地区には、12行政区、11自治会があります。高齢化率は60%と極めて高く、近年独り暮らし高齢者の方が多くなり、行政連絡員のなり手不足や町からの広報等の配布、会費や募金などの集金に難儀しています。特に各

行政区自治会では、班長制度を設けて運営を行っておりますが、広報の配布等高齢化で非常に住民の方々が困っております。これまで各地域では、町と連携し、地域づくり活動を展開しております。住民自治の観点から、地域へのきめ細やかな支援が必要ではないかと考えます。平成28年、台風10号豪雨災害から4年を経過し、町をはじめ国、県など、たくさんの方々の支援を受けて今日に至っており、今さらながら関係各位に感謝を申し上げる次第であります。

安家地区では、台風第10号豪雨災害の前と現在とでは、100人ほど人口が減少しておりますが、地域で生活している方々は、地域に愛着があり、地域で暮らしたいと考えております。今後高齢化率がさらに高くなることが予想されますが、地域コミュニティー活動を含め、地域の方々が安心して地域で生活できるように、行政区、行政連絡員制度の抜本的な見直し、負担の軽減を図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、合砂丈司議員のご質問にお答えします。

行政連絡業務の遂行につきましては、少子高齢化及び人口減少等に伴い、行政連絡員の選任や広報等の配布に難儀するなど、全国の過疎地域に共通する大きな課題でもあると、このように認識しております。

行政連絡員の負担軽減につきましては、配布文書を整理整頓し、極力減らす努力をするとともに、できる限りぴーちゃんねつとでの周知に切り替えるなどの創意工夫をしてきたところであります。本年2月には、外部関係団体へ行政連絡員経由の配布文書の削減等に係るアンケート調査を行い、重ねて配布文書の削減に努めていただくようご協力を求めたところではあります。まだ目に見えるような削減までには至っていない現状であります。

また、小規模な行政区につきましては、既に実施をしております各戸への直接配送の拡充などを進めてきたところでございます。一方、世帯数が多い行政区においては、現状の区割りのまま、複数人の行政連絡員を配置することにより、業務の負担の軽減が図られるよう制度を見直したところであります。行政区は、これまで連綿として形成をされてきた地域コミュニティーでもありますので、抜本的な区割りの見直しにつきましては、様々な地域活動に影響を及ぼすことも想定されますことから、地域の皆様の意見を十分にお聞きしながら、慎重かつ丁寧に検討を進める必

要があると考えております。

しかしながら、現在の状況では、まさに議員ご指摘のとおり、行政区が広範囲なところもあり、またなり手不足等により制度上の運用が困難な地域も出てきておりますことから、何らかの対策はしようとして認識をしているところであります。したがって、今後におきましても現行の制度は堅持しつつ、集落支援員や郵便局等の他団体との協働なども含め、それぞれの地域事情に即した支え合いの仕組みづくりなどが必要であると考えております。全国の事例なども含め、あらゆる方策について調査研究をしながら、引き続き負担の軽減に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、どうかご理解のほどお願いを申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 10番、再質問ございませんか。どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

町全体の高齢化率で見ますと44%、安家地区におきましては60%、かなりの差があります。町の105行政区の中で、安家地区が上位3番目になり、83%が高い水準です。そのほか上位を堅持しているところです。最低でも45位が最低です。それで52%です。台風10号以来、特に高齢化率がますます進んでおります。人口も4年で100人、1年に直すと25人減っている計算になります。そういう中で、行政連絡員、そしてその中に班長があって配布しておりますが、特にも高いところでは、もうどうにもならなくて、行政連絡員と班長を兼ねて実施している集落もあります。その方ももう間もなく70歳ぐらいですが、それもいつまでやれるか、そういう実態でございます。

答弁書にもありましたが、配布文書の削減を考えていると言いますが、それも一つですが、特にも大変なのは募金とか、金を集める、高齢化ではとても無理な面があります。例えば緑の募金運動とか、それから赤十字とか、公衆衛生連合会の会費とか、社協の募金とか、しかも100円とか1,000円、500円とかありますが、数多くあります。それを集めるのに1回で済めばいいのですけれども、朝行ってもいけない、昼行ってもいけない、ようやく夜会えたと、100円集めるのに3回も行くのです。仕方なく立て替えたという例もあります。そういう実態でありますので、これを何とか行政としても考えていただきたいと思いますが、答弁ありましたらお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 募金等は、ただいま議員のご指摘のとおりでございまして、それぞれの募金の実施主体から、役場のほうに担当課を通しましてお願いをされて、住民の皆様をお願いをしてきているわけですが、まさにご指摘のとおり、1回では済まない、不在の場合は2回、3回とお邪魔をして、貴重なお気持ちをいただいているということでございます。

しかし、中には義務化をしているといいますか、お気持ちよりも形式的なお金、お気持ちをいただいているというような募金もあるというふうに私どもも認識をしておりますので、そういったご寄附につきましては、何とか違う方法、省略をして、新たな取組にできないかというようなことも、今具体的に検討をしているところでございます。皆様のご厚志を集める、まさに助け合いの募金もありますことから、これにつきましては実施所帯のほうとも、関係団体でございますが、そののほうともご協議を今後早急に始めていかなければならないと、そのように考えております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 行政連絡員があつて、その下に班長がある。でも、班長が高齢化で、順番に隣に進んでいくのですが、順次班長が進んでいきますが、やっぱり責任を果たそうと頑張っている班長もいます。免許もないものですからラクータといつても、農業用の運搬車でとことこ、多分1キロぐらい離れたところもあるのですが、そういうところに行って集金したりというものもあります。特に安家地区は、1軒1キロ離れているのがありまして、そういうところにも行って集金したりして、難儀しているところもあります。何とか責任を果たそうと頑張っている住民もおります。そういう実態を本当は職員が、見ていただいて分かると言いましたけれども、実態を足で歩いて、なるほどなという感じのもあると思いますので、集落を歩いてみるとか、そういうこともあってもいいのではないかと思います、それについて。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 私どもは岩泉町役場の職員でございますので、これはこれまでも地域には出向きますし、町内のいろんなところに大小問わず出かけていると。そういった地域の地理的な部分につきましても、それなりに承知はしているというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 答弁書にもありましたけれども、集落支援員や郵便局等の他団体との協働も含め検討しておりますと、それについて中身というか、内容をお聞きします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 集落員制度につきましては、国の制度ということで、各支所に配置をできるところはさせていただきまして、いろいろ地区内の所管内の各家庭を回ったりしながら、生活の下支えをしているというふうに認識をしておりますので、制度の許す限りは、そういったことの活用をどんどん広めながら、強化をできるところはしていくという方法もあるかと存じますし、あるいは郵便局さんのほうからも町のほうと協定を結んで、できるところ、見守りあるいは通報、そして当然物を届けるのはそのとおりですけれども、災害のときのご協力等々もお話をいただいておりますので、どの程度の内容になるかはなかなか難しいところもありますけれども、そういった申出を受けている団体もございますので、そういったところともできることについては、町のほうでも協働をお願いしたいということで、今話を進めているものでございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） ぜひ進めていただきたいと思います。集落支援員とか、自治会支援員とも言うておりますが、参考にしながら。それを見て回ることによって、例えば高齢者の安否確認もできると思うのです。どうだ、元気だかと、そういうことも声がけをして回れば、なおさら住民が安心すると思いますので、ぜひこれは進めていただきたいと思います。高齢化率の高い順序と言えは悪いのですけれども、特に安家地区が高齢化率が高いですので、喫緊の課題でございますので、ぜひこれは検討して進めていただきたいと思ひまして、終わります。

○議長（加藤久民君） これで10番、合砂丈司君の質問を終わります。

次に、3番、小松ひとみ君、どうぞ。

〔3番 小松ひとみ君登壇〕

○3番（小松ひとみ君） 3番、小松ひとみです。通告に基づきまして、一般質問を行います。

1つ目は、防災マップのジオラマ化についてです。本町では、台風10号による豪雨災害で大きな被害を受けてから、地域防災力を高める取組に力を注いできました。3年計画での防災士養成も本年度で200名達成をかなえようとしています。私が防災士養成講座で最初に学んだことは、地球環境の変化から大きな自然災害はこれからどこでも起き得ることだということです。毎年災害が絶対にあるはずのない場所だと思ひていても、人間の想定を超えた事例が次々と起きています。私は、これからどのように知識をつけ、訓練をし、学んで伝えていくべきかと考えています。

昨年2月、身近な防災マップ、みんなで築こう防災・減災のまちが全戸配布されました。災害

時の行動マニュアルだけではなく、イラストも多く入れた、とても見やすく大いに活用できるものです。町民の皆様には、いま一度広げて見ていただきたいものです。

広大な面積を持つ本町を見渡すとき、紙の上の平面地図からしか位置関係を知り得ません。そこで、さらなる防災意識の醸成のため、子供たちを含めた地域住民が一体となり、防災マップの立体地形模型、ジオラマを作る取組を提案します。山の形、川の流れ、平地、地形を立体的に知ることができ、防災マップより踏み込んだ生かし方になります。おのずと一歩進んだ防災教育と、地域を詳しく知る機会になると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

2つ目は、高齢者の運転免許証自主返納への支援についてです。三陸沿岸道路の延伸で、各地への時間短縮が目覚ましく、便利さを感じるとともに、私はいつまで運転できるだろうと考えることが多くなりました。それというのも、80歳を超えた方が、車は生活に欠かせないから運転をまだ頑張る、年を取っても自分は大丈夫だと言っており、事故を起こしたら大変なことになると私は不安を感じたからです。

そこで、ほかの自治体では独自に高齢者に対する運転免許証自主返納者への支援を行っているところもあります。本町では、支援を行われていないと認識しておりますが、あってしかるべきと私は考えます。これまで支援策を講じていない理由と、高齢者の交通手段の確保策を今後どのように展開していくのか、町長のご所見をお伺いします。

この場からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、小松ひとみ議員のご質問にお答えいたします。

初めに、防災マップのジオラマ化でございますが、議員お考えのとおり、自然災害はどこでも起き、そこには自然地形が大きく関わっていると考えております。これまで各学校からご協力を得て、総合学習を利用した防災学習として、3D地形分類図を活用した過去の災害からの地形の変化の学習を積み重ねてまいりました。最近では、有芸小学校での防災研修会において、ドローンを活用し、上空から有芸地区の山や川などの地形を見るという取組を行い、子供たちがとても関心を持って知り、考えるきっかけとなったものと、このように感じております。引き続きこのような地形から学ぶ防災活動を展開し、町民の皆様と一体となり、防災、減災のまちを築いてまいりたいと、このように考えております。

議員ご提案の立体模型、ジオラマを作る取組につきましては、知ることに作るものが加わり、防災教育の取組として有意義なことから、研究、検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、運転免許証自主返納者への支援についてであります。高齢者ドライバーによる交通事故は社会問題化しており、高齢化が著しい本町においても、高齢者に対する運転免許証自主返納も推進をしながら、交通対策に取り組んでいく必要があるものと認識をしております。

本町では、運転免許証の返納者に限らず、65歳以上の町民の皆様を対象として、路線バス運賃の半額助成を実施しているほか、地域振興協議会によるタクシー運行事業や、公共交通空白地有償運送事業への支援を行っているところであります。他の市町村では、免許証の返納に合わせ、タクシーや路線バスのチケットの交付、商品券の配布などを実施している事例もありますことから、岩泉警察署等関係団体とも今後連携をしながら、調査研究をしてまいりたいと、このように考えております。

また、高齢者の交通手段の確保につきましては、町民の皆様の生活の足を確保していくことが地域を存続していく上でも重要と考えておりますことから、全国の先進事例等を調査研究し、本町に適する交通体系となるよう、引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 3番、再質問はございませんか。どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 私は岩泉で生まれ育って、宇霊羅山を見上げていて、地図としては分かっておりましたが、例えば安家地区からつながる石灰岩質、それで地下水が下を通ってきて、宇霊羅山で石灰岩質は終わると。宇霊羅山がついたての壁のような役目をして、地下水がどんどん地下を掘ってしまって、そこが地底湖になった、そういう話を聞いてなるほどなと思いました。宇霊羅山を見上げて、裏に行って龍泉洞が中にあるということを知っている方も、100%知っているわけではないと思います。やはりそういう地域の地形の在り方、そういうのを平面ではなくて立体的に見ることで、一目で見るといことは、とても万人にアピールできることだと思います。

今では、インターネットで3Dの地形図もすぐに入手することができます。それに、ドローンで今まで見たことがない角度から上からの地形を見ることもとてもすばらしい、有意義なことだと思います。ですけれども、立体模型という私の観点は、例えば広島県の呉市には高等専門学校が

あるようなのですが、そこで3Dマップからレーザーカッターで厚紙を切って、それで制作キットを作り、各小中学校でそれを基に模型を作ったと。それは、これからの皆さんが避難するにも、どこに市街地ができたとか、避難するだけではなく、町を知るとてもよい教材になったと思います。岩泉町では、そういう事業においても、そういう取組をしようとする動きはどうでしょうか。教育委員会ではお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 議員から学校の授業の中で、ご提案のあった取組の部分が取り込めないかということをございましたけれども、私どものほうでも、やはり身近な地域に興味を持っていただくこと、あるいはそういった自分で作ったり、みんなで一緒に作ったりということ達成度とか、そういった部分でもかなり意義のある取組であるということは感じてございます。

しかしながら、先ほどの呉市の例にあったとおり、レーザーカットしてキットでもらって、それで小中学校で組めるようであればいいのですけれども、そうでなければ、なかなかワンピースごとそれを切り出して、それを組み立てていくとなると、かなりの時間を要してしまうという部分がございます。ですので、現在のコロナ禍でありますと、今1学期の行事等を延期して2学期に持ってきてもらったり、あるいはいつ臨時休業になるかもしれないということで、授業の進捗度もちょっと進めてもらっていただいているような状況でございまして、なかなかそういった分野に集中して取り組む時間は難しい部分はあるかと思えます。

ただ、先ほど町長のほうから答弁も申し上げましたように、防災教育として、うちのほうの防災担当の危機管理課のほうから各学校に出向きまして講演を行って、ブルードラゴン隊の通常では見ることができない空から俯瞰した地形等を子供たちに見せて、かなり感動の声もいただいているようございまして、そういった防災教育のほうには立体的な地形のほうは取り組んでございました。

しかしながら、最初に申し上げましたとおり、大変意義のある取組と思えますので、できれば冬休み、夏休みといった長期の休みのときに子供たちに取り組んでもらったり、あるいは学校に限らず、うちのほう社会教育も持っていますので、生涯学習の講座等でじっくり時間をかけながら、そういった部分に取り組んではどうかということで、紹介のほうはしてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） やはり社会教育、生涯教育として取り組んでみるべき、私たちもつくってみたいと私も思っております。

危機管理課にお聞きしますが、こういう生徒たちへの取組が結局、地域の防災活動を担う若者を育成したいというもくろみがあるようですが、これからの若者を育成する、若者に意識を持ってほしいということについてはどうお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

私は、平成28年の台風10号災害以後におきまして、どのように防災意識の普及啓発を図るかという部分で、まず最初に鉄は熱いうちに打てという緒言をさせていただきました。1つは、まだ台風の被害の意識があるうちに、防災意識の啓発を徹底してやるべきだと。それからもう一点は、やはり小中高、若い世代に防災意識を普及啓発すると、こういった部分におきまして、これも重点を置いてきました。そして、教育委員会と連携をしながら、防災教育という部分をやってきました。

先ほどお話ししました3Dの地形図、これはアナグリフといいますけれども、そのアナグリフを使った立体系の部分を眼鏡を使って実際に子供たちに見させてきました。そしてかつまた、ブルードラゴン隊を派遣して、上空からドローン等でその地域、地形の部分勉強させるといった取組をしておりました。これは、私は大変重要だと思いますので、今後もこの部分につきましては、力を入れて実施していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） これからもよろしく申し上げます。例えば先ほどの宇霊羅と龍泉洞との関連にすると、観光にも役立つものだと思います。清水川とか町の流れ、まずは私もアナログでも作ってみようと思います。

次に、2番目の高齢者の運転免許証についてですが、先ほど80歳を過ぎてもと言ったのは、ちょっと申し訳ないのですが、それは75歳以上の方の免許証の書換えのときに、認知機能検査も加わるということを知ったからです。これには認知症のおそれがあるかどうかの検査と、高齢者講習で3年のようです。これについて、認知症と診断されると免許取消で、免許停止になるようで

す。そのとき、やはり自分では分からない認知症ということから、誰にでもこれから不安になることではあります。警察署でお聞きしましたら、そういう場合は包括支援センターと連携したり、情報提供があるということで、少し安心しました。

ただ、何よりも高齢者になったら免許を返納すべきだということではなくて、個人の権利ということを大事に取り組みたいということです。免許返納の際に、運転経歴証明書というのを望む方には発行しているそうです。これを基に、各市町村での支援があるようです。それこそ商品券をおあげしたり、バスやタクシーの乗車券、あとこれがあれば岩手県内タクシー協会加盟店でタクシー料金が1割引になる。あと、三陸鉄道全線で料金半額である、この情報はなかなか一般的には知られていないことかなと思います。やはりどうしても町内広域であること、あとバスがあってももっと現実的な時刻表をみんなに合うようなふうを考えてほしいとか、もっとこういうことでは町民の声を拾うべきだと思いますが、今の状況はどうでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） まさに議員の今のご意見、ご指摘のとおりで、私どもも認識をしているわけですが、公共交通につきましては、いずれ限られた本数で限られた運行でございますから、これはやはりその都度、その都度時刻の見直しをしながら、運行をさせていただいております。できる範囲のことは、現状でやっているという今の状況でございます。

そして、高齢者、岩泉町におきましては、65歳以上でございますけれども、の皆様には、到達をされた月に、1か月ごとに私のほうで情報を把握いたしまして、半額の補助の助成等々のご案内を個別に申し上げて周知をしているところでございます。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 私は、岩泉ならではの免許証を自主返納するという方には、やはりこれまで無事に運転をしてきて、これから先は各自の考えがある、知恵を絞る必要があるでしょうけれども、返納したということに対して、無事にここまで来たというお祝いの意味で、少し商品券とか、バスの回数券でもいいでしょうけれども、そういう意味でのお祝いとしてのねぎらいというか、そういうのが欲しいと思いますが、どうでしょうか、それについては。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 先ほど議員もご指摘をさせていただいておりましたけれども、やはり今

他市町村でも、そういった意味合いも込めた、それぞれの町の施策を行っているところもあるというふうに私どもも認識しておりますので、ただいまの議員のご指摘も踏まえながら、その部分につきましては、岩泉町に合ったねぎらいの施策ができるかどうか、ちょっとちょっとこれは調査研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） そこはどうぞよろしく願いいたします。本当に地域を存続させる上で重要な事項なので、これからも本当に地域の、町民の声を聞きながら、いろいろ創意工夫して、これからより考えていっていただきたいと思います。これからもこれについては私も研究してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで3番、小松ひとみ君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君。どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎です。令和2年第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

地球を覆う新型コロナウイルスパンデミックの中、人類の大自然への自然環境破壊、乱開発が地球温暖化を進め、生態系を壊し、野生動物と人間の生存する境界線がなくなり、野生動物固有のウイルスが人間に感染しやすくなっていると学者、研究者が発言しています。

さて、中居町長を先頭とする町職員の皆さん方の新型コロナ対策、感染防止と町民の命と暮らし、なりわい、雇用、地域経済を守るための献身的取組に心より敬意を表します。

初めに、新型コロナウイルスの対応について伺います。これまで感染者ゼロだった岩手県でも7月に感染者が確認され、8月31日現在、19人となっています。当町でも新しい生活様式の実践、感染防止対策を強めながら、町内の介護施設で働く職員と入居者の中で感染者をつくらないために、施設関係者のPCR検査の実施を検討すべきだと考えます。また、万が一感染者が確認された場合の検査、隔離、保護、療養の体制構築を関係機関と協議し、作成しておく必要があります。軽症、無症状者の隔離、療養場所として、ホテルの確保、活用を検討すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、中小企業者等事業継続支援給付金についてですが、岩泉商工会へ事務委託しています。8月末になっても、町の事業継続支援給付金はどうなっているのか、何の連絡もないと相談が来

ます。商工会の会員でない方々へのカバーはどうなっているのか。コロナ禍の終息が見えない中で、小規模事業者にとって継続支援給付金は命綱です。対象者の申請に落ちがないよう、さらに制度の周知徹底を図る必要があると考えますが、町長の所見を伺います。

次に、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除措置の継続について伺います。東日本大震災から9年6か月となります。東日本大震災で被災された方の国保医療費、介護保険利用料等の窓口負担の免除が本年12月末日で打ち切られる予定です。被災者の状況を見ますと、圧倒的に高齢化が進んでいます。漁業は震災後水揚げが回復せず、今なお危機的不漁に直面しています。さらに直撃したのがコロナ禍です。

岩手県保険医協会は、令和2年6月29日、4月から6月にかけて実施した第10回東日本大震災被災者の医療費窓口負担アンケートの集計結果を発表しました。それによると、免除が終了し、医療費の負担が発生した場合、これまでどおり通院するとの回答は30.7%にとどまり、通院の回数を減らす、通院できない、分からないとの回答は69.3%に上っています。また、被災された方々の事情として、肉親や知人、財産の消失、将来の不安から、窓口負担免除は経済面や健康面のほかに、精神面も支えていることと分析しています。このようなことから、当面は窓口負担の免除を継続すべきと考えます。今県は、免除措置の継続について市町村の意向調査を実施しています。内陸の市町村は、前向きな姿勢だと聞いています。被災自治体の当町も、継続する方向で取り組むべきと考えますが、町長の所見を伺います。

続いて、台風10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置の継続について伺います。台風10号豪雨災害から4年が経過しました。台風災害からの復旧、復興は、小本川、安家川に関連する事業を残しています。消費税が10%に増税となり、さらにコロナ禍などで生活は苦しくても、被災者は頑張っています。被災者で持病のある方がいる家庭、介護サービスを受けられている方がいる家庭の声を聞くと、国保医療費、介護保険利用料の減免はすごく助けられていると心の底から感謝しています。台風10号豪雨災害は、山津波です。津波被害の東日本大震災では、県知事が被災者の国保医療費、介護保険利用料等の免除継続に努めています。町長も台風10号被災者の国保医療費、介護保険利用料の減免継続をする必要があると考えますが、ご所見を伺います。

最後に、高校卒業までの医療費助成について伺います。繰り返しての一般質問になりますが、8月から医療費の現物給付を中学生まで拡大してから、県内市町村では高校卒業までの医療費助

成について、大きな変化が起きています。令和2年2月現在での高校生までの医療費助成未実施11市町のうち、大槌町、二戸市は令和2年8月から、釜石は10月から、八幡平市は令和3年4月から、高校生までの医療費助成を拡大することとしています。残るは当町を含めた7市町のみとなります。当町でも実施に向けて具体的な日程を上げた検討をしなければならないと考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎寛次郎議員のご質問にお答えをします。

新型コロナウイルスの対応についてであります。新型コロナウイルスは感染症法の指定感染症に定められ、感染症の発症予防、蔓延防止のための措置は、基本的に都道府県知事または保健所設置市長が実施主体となり取り進めることとなっており、町においては県の指示の下に対応することとなっております。

P C R検査については、保健所等が実施するもので、議員ご提案の介護施設関係者へのP C R検査の実施につきましては、事態の悪化等により、保健所等において適切に判断をされるものと、このように考えております。また、検査、隔離、保護、療養の体制構築の策定並びに軽症、無症状者の隔離、療養場所の確保の検討につきましても、措置の一環として国または県が主体で進めることとなっておりますので、町においては国や県の指示を受けた場合や、意見を求められた場合などの状況に応じた対応や意見等を行うこととなっております。

次に、中小企業者等事業継続支援給付金についてであります。議員ご案内のとおり、本事業に係る申請指導などにつきましては、町が岩泉商工会に委託をしているものであります。事業の申請案内につきましては、商工会が対象となる商工会の会員と、商工会が把握する会員以外の事業者に対しても、郵送で直接案内をし、対象者全てに等しく各所の対応が届くよう努めていただいているところでありますが、今後におきましても議員ご指摘の事案等がある場合は、適切に対応をしてみたいと、このように考えております。

次に、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除措置の継続についてであります。国保財政が厳しい中ではありますが、被災者の住宅再建等の状況を考慮し、県内市町村とも足並みをそろえて継続をしてきたところでもあります。議員ご案内の岩手県保険医協会のア

ンケート結果において、免除措置の継続を望む被災者の声があることは承知をしているところがあります。

一方、本年5月末をもって仮設住宅の入居者がゼロになり、本町における住宅再建は完了したことから、東日本大震災被災者に対する免除措置につきましては、終期を見極める時期であると、このようにも考えております。今後県の考え方や近隣市町村の動向も踏まえ、免除措置の継続につきましては慎重に検討を行い、方向性を定めてまいりたいと考えております。

次に、台風第10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の免除措置の継続についてですが、災害公営住宅への入居や宅地分譲地への移転など、被災者の住宅再建は着実に進んでいると認識をしております。しかし、いまだに仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者の方もおられますことから、今後の復旧、復興の状況も見極めながら、慎重に判断をしていきたいと、このように考えております。

次に、高校卒業までの医療費の助成についてであります。子育て支援の一環として、本年8月から医療費の現物給付を中学生まで拡大したところであります。子育て世代では、様々な費用負担が生じている状況は十分に認識をしており、高校生がおられるご家庭では、大学等の進学や就職活動など、家計への負担は一層大きくなるものと、このように考えております。高校生が安心して勉学に打ち込める環境をつくるためにも、本町におきましても実施に向けて前向きな検討を行ってまいりたいと、このように考えているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問ございませんか。どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） まず初めに、中小企業者等事業継続支援給付金についてですが、私のところに8月末に建築業、大工さんの方が尋ねてきまして、町の制度はどうなっているのだと聞きに来ました。私は、商工会に入っているのと聞けば、商工会には入っていないと。では、商工会に入っていないなくても案内の郵便が来るから、少し待っていてと、そういうふうに話しました。

この制度に関して、申請の具合を聞きますと、設計した数の3分の1は超えたようですが、まだまだ少ないと聞いております。ここら辺について、どのように考えているでしょう。

○議長（加藤久民君） それでは、馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、中小企業者等事業継続支援給付金の関係のご質問でございますけれども、先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、申請案内等につきましては

商工会のほうに委託をしているところでもあります。繰り返しになって恐縮なのですが、商工会の会員さんと、あとは商工会のほうで持っております事業者に関するデータを基に、直接郵便でご案内をしたということになっております。あとは、そのように商工会の会員さんと非会員の方については、等しく扱っているという状況となっております。

ただし、危惧されていたのが、商工会が持っているデータが全てではないというふうなことが懸念されておりましたので、仮にそういった事業者の方が相談とか来たときには、ぜひ商工会のほう、あとは経済観光交流課のほうに来ていただくようにということで、お願いをしたいと思っております。いずれ議員から質問いただいた後にも商工会のほうとも協議をいたしまして、このような事態が発生した場合には、事実を確認して迅速に対応していくということで確認をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、東日本大震災の国保医療費、介護保険利用料等の免除の問題ですが、内陸の市町村は理解が高いのですが、被災した市町村については形として理解度が低いのではないかと考えています。岩泉町の場合は、年間でこの制度にかかる費用が164万円と聞いております。今この制度の中で、助けられている家庭がたくさんあるのです。私も被災者の方を回ってみますと、中にはもうやめたほうがいいのではないかとしゃべる方もあります。でも、多くの方たちがすごく助かっているということで、病院にも今しっかり通っている状態です。被災者の状態ということで考えたときに、当局はどのように考えていますか。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

東日本大震災の被災者に係る免除については、発災から10年をたとうとしている段階に来ておりました、町長から答弁があったとおり、終期を見極める時期であるというふうには考えているところです。

一方で、これまで県内一律で実施した経過もあることから、県の考え方や近隣市町村の動向も踏まえながら、慎重に検討を行いたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 震災から9年と6か月が過ぎて、被災者の状況を見ますと、高齢化が進

んでおります。年金暮らしになってきています。そういった中で、所得の状況というか、災害公営住宅に入居している方の所得から考えますと、所得の状況は二極化しています。高い層もあるのですが、多くの方たちは低所得層と考えられます。こういった中で、内陸の市町村では理解が進んでいるのに、被災市町村では進まない。市町村の負担というのは、内陸の市町村でも被災市町村でも1割の負担です。こういった中で、私は10年たったからということで切り捨てるのではなくて、継続可能な方法を検討していかなければならないと考えますが、この点についてはどのように考えますか。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） すみません、先ほどの質問とほぼ同じ答弁にはなってしまいますけれども、いずれにしても終期を見極める時期に来ていることは事実であるというふうに思いますし、町の判断としては慎重に検討を行って、方向性を定めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 制度の継続という点で考えたときに、1つどのように検討、研究していくかということ考えたときに、例えば被災者の深刻な実態から、対象者を非課税世帯の方に縮小するとか、そういう形も考えていかなければならないと考えますが、この点についてはどう考えますか。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） 被災者を個別に見た場合に、所得の差であるとか、違いであるとか、そういったものは必ず存在するといえますか、あるわけですが、そういったことも踏まえながら、慎重に検討を行ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 県知事とか県としても、そういうふうに制度を継続していくために、いろんな検討が始まろうとしています。そういうふうな中で、今の答弁で感じられるのは、こういう点をしっかり理解しているとは私は考えられない。やっぱりこの制度を継続していくためにどうするかという点に対して、岩泉町が足を引っ張ることのないようにということを心配いたしますので、この点についてもよろしく願いいたします。

それから次に、台風10号の国保医療費、介護保険利用料の減免の問題についてですが、この点

についても非常に高齢化、それから独居化というか、そういうふうなのが進行しています。そういった中で、この制度をやめるということになれば、岩泉町全体にとっても大きな問題になってくるのではないかと考えます。そういった点で、継続していく方向で取り組んでほしいと要求しますが、答弁でも述べられていますが、さらに踏み込んだの答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） 町長から答弁申し上げましたとおり、今後判断してまいりたいというふうを考えているところではありますけれども、被災者の状況を見たときに、仮設住宅での生活を余儀なくされている方々もまだまだおられますことから、その辺も見極めながら判断してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、高校卒業まで、18歳までの医療費無料化の問題ですが、岩泉町では高校生の支援に県内でもトップで頑張っています。そうはいつでも、医療費の関係で高校生の医療費の助成をやっていない市町が7つだけになりました。やっぱり前向きに検討して進めていくと言うのですが、目標の日時といたしますか、何年後、何か月後といたしますか、その点も出しての答弁を期待したいのですが、その点についてお願いします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

実施に向けて前向きな検討を行ってまいりますということで、町長が答弁させていただいたところですが、これからの検討となりますと、町民課の内部的なシステム改修であるとか、それから医療機関との間を取り持っていただく国保連のシステムであるとか、そういった様々なものをクリアしていかなければならないところです。そういったものを考えたときに、実施の時期としては令和3年度中を目標に、実施に向けて頑張りたいというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 分かりました。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（加藤久民君） 中居町長のほうから発言を求められていますので、それでは中居町長、ど

うぞ。

○町長（中居健一君） ただいま東日本大震災のことでいろいろ議論をさせていただいたわけですが、私若干気になっている表現があったわけでありまして。岩泉町が足を引っ張るようなことがないようにというのは、そういう発言もあったわけでありまして、この内容についてはソフトに、優しく、丁寧に、ちゃんと私が理解できるように、その点についてご指導を賜りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、反問されましたので、6番に答弁をお願いします。中身については、足を引っ張るようなことがないようにというその中身です。

6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 今日の岩手日報に、東日本大震災の被災者に関連しての記事が載っていました。今朝の朝刊です。これに載っているのは、震災被災者の医療費免除に関する沿岸市町村の意向ということで書いてありまして、岩泉町では意向としては廃止が適当となっているのがバツをつけることになっていまして、岩泉町はバツと。理由としては、継続を希望しない、社保や被災している住民との公平性の観点から、いつまでも続けるのは難しいのではないかと書いてあります。私は、さっきも話ししましたが、県知事とか県が継続しようと、そのためにどのようにやっていけばいいのかと、そういうふうな立場で頑張っているときに、それに対して、私の頭で引っ張るようなことはしてほしくないと、私の言葉として言いました。

○議長（加藤久民君） それでは、中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） 私も今朝の新聞は見させていただきました。被災12市町村の中で、10の首長さん方はそういうコメントを出しているわけでございます。1村さんは、要は丸ですか、バツですか、どっちだったか分かりませんが、もう一つの村さんもコメントの内容を見ますと、丸にはなっているのですが、中身を見ますとやるのであれば横並びでやってほしいなという条件も付しながらやっている。今の思いは私も十分分かるのですが、やっぱりそれぞれの被災市町村、非常に大きい被災を受けた陸高さんなんかを見ましても、非常に苦渋の決断だとは思いますが、ああいう形で出しているわけでありまして、これは我々も非常に重く受け止める必要があるのだらうかと、この10年が一つの大きな節目の中で。

今議員がおっしゃったとおり、いろんな年金の問題、生活の問題、特にも被災している小本地域の部分もありますが、台風10号もありました。今コロナ禍の状況があるわけでありまして。19号

もありました。いろいろ相対的に岩泉町の中でもそういうケースは非常にあるわけでありまして、そういういろんな思いの中で、あとは社会保険とかいろんな部分でのバランスも取らなければなりません。ですから、そういう全体の中で皆さんが総合的に判断をされたわけでありまして。

ですから、岩手県知事さんは知事さんの思いの中で、被災者のために支援をしたいということなわけでありまして、10分の1岩手県が出しますよと、あとの10分の1は市町村が出しなさいよと、こういう支援制度も一方ではあると思うのですが、この際10の市町村はそういうような一つの方向性で、今回新聞報道にありましたが、私もこれでも、これ以上のものでもこれ以下でもないというような判断はしない、答弁にもありましたが、これからの状況を見ながらも、最終的に判断はしていきたい、そうは思っていました、やはり今おっしゃったように、例えば岩手県で10分の2、満額出すというようなことも選択肢の一つとしてあると思うのです。それから、今の我々が10分の1ずつ、県と市町村が出すという方法もあると思うのです。

それから、これいつまで続けるのだと、そういう議論は全くないのです。ですから、令和3年の12月で終わるのか、また引っ張るのか。これだけの首長の皆さんがこういう思いの中、これはやっぱり県政の中でも、県知事さんの中でも、やっぱり我々の思いはそれなりに受け止めてもらうというようなことも私は必要なのかなと、そんな思いがあります。岩泉町もこれからいろいろ最終的な判断をして、議会のほうにもいろいろ説明をしながら最終決定はしていきますが、そういう思いもございますので、そういう点についてもご理解を賜りたいと、そう思っております。すみません、よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 中居町長の気持ちはよく分かりました。いずれにしても、これから前に向かって検討、研究していかなければならないと考えます。私もそういうふうな立場で進めていきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎竟次郎君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 零時04分)

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 9 月 1 4 日 午 後 4 時 4 5 分				
	散 会	令 和 2 年 9 月 1 4 日 午 後 4 時 5 4 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 9 月 1 4 日 (月曜日) 午後 4 時 4 5 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

- 日程第 1 議案第 1 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する
条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 岩泉町立認定こども園設置条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施
設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 7 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 10 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第11 議案第11号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 4時45分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから
日程第11、議案第11号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、坂本昇君、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 坂本 昇君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（坂本 昇君） 朗読をもって報告といたします。

令和2年9月14日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算審査特別委員長、坂本昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、
会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町手数料条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町立認定こども園設置条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第9号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第10号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第11号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 4時54分)

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 8 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 2 年 9 月 1 8 日 午 後 3 時 0 5 分				
	閉 会	令 和 2 年 9 月 1 8 日 午 後 3 時 2 1 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 2 年 第 3 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 9 月 1 8 日 (金曜日) 午後 3 時 0 5 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

- 日程第 1 認定第 1 号 令和元年度岩泉町一般会計歳入歳出決算 (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第 2 号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第 3 号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第 4 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第 5 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第 6 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第 7 号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第 8 号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 請願第 1 号 「岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例 (仮称) 制定についての
請願 (総務常任委員長報告)
- 日程第 10 請願第 2 号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現
を求めることについての請願 (総務常任委員長報告)
- 日程第 11 発議案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書 (案) の提出について

(野館泰喜議員外5名提出)

日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長申し出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午後 3時05分)

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎認定第1号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、認定第1号 令和元年度岩泉町一般会計歳入歳出決算から日程第8、認定第8号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算までの8件を一括議題とします。

本決算について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、畠山直人君、どうぞ。

[決算審査特別委員長 畠山直人君登壇]

○決算審査特別委員長（畠山直人君） 令和2年9月18日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。決算審査特別委員長、畠山直人。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

認定第1号 令和元年度岩泉町一般会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第2号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第3号 令和元年度岩泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第4号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第5号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第6号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第7号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、原案認定。

認定第8号 令和元年度岩泉町大川財産区特別会計歳入歳出決算、原案認定。

以上であります。

○議長（加藤久民君） ただいまの決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号については原案のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号については原案のとおり認定することに決定しました。

◎請願第1号、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、請願第1号 「岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定についての請願及び日程第10、請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願2件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、坂本昇君、どうぞ。

〔総務常任委員長 坂本 昇君登壇〕

○総務常任委員長（坂本 昇君） 令和2年9月18日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。総務常任委員長、坂本昇。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

請願第1号 「岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定についての請願、採択すべきものと決定。

請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願、不採択すべきものと決定。

以上であります。

○議長（加藤久民君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号の討論を行います。「岩泉町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定についての請願。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

これから請願第2号の討論を行います。「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人

数学級」の実現を求めることについての請願です。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。この請願に対する委員長報告は不採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり不採択と決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、発議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

13番、野館泰喜君、どうぞ。

〔13番 野館泰喜君登壇〕

○13番（野館泰喜君） 発議案第2号、令和2年9月18日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、野館泰喜。賛成者、岩泉町議会議員、三田地泰正、同じく坂本昇、同じく八重樫龍介、同じく畠山直人、同じく三田地久志。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

意見書の趣旨。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしている。その中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなってきている。このことから、国に対し、令和3年度の地方財政対策及び地方税制改正について強く要望するものである。

要望事項は、記載の5項目であります。

提出先は、次のページに記載しております。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明は終わりました。

これから発議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

おって、発議案第2号の意見書は本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎ 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（加藤久民君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長から常任委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 3時21分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

畠 山 昌 典

署 名 議 員

畠 山 和 英

署 名 議 員

小 松 ひ と み
